

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年3月31日
【事業年度】	第5期(自平成20年1月1日至平成20年12月31日)
【会社名】	テラ株式会社
【英訳名】	tella, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢崎 雄一郎
【本店の所在の場所】	東京都新宿区本塩町8番地1
【電話番号】	03-5312-0417（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経理財務部長 山本 龍平
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区本塩町8番地1
【電話番号】	03-5312-0417（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経理財務部長 山本 龍平
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
決算年月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月
営業収入 (千円)	—	5,174	94,150	269,297	546,009
経常利益又は経常損失 (千円)	2,532	71,047	10,490	63,634	107,483
当期純利益又は当期純損失 (千円)	2,622	71,227	10,780	69,890	59,627
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	20,000	97,756	140,318	247,628	247,628
発行済株式総数 (株)	400	7,477	8,612	10,082	10,082,000
純資産額 (千円)	17,377	51,412	83,193	367,704	427,331
総資産額 (千円)	17,591	167,178	194,655	526,290	722,559
1株当たり純資産額 (円)	43,443.04	6,876.05	9,660.21	36,471.37	42.39
1株当たり配当額 (内、1株当たり 中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (円)	12,338.72	11,279.03	1,303.09	7,567.00	5.91
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	98.8	30.8	42.7	69.9	59.1
自己資本利益率 (%)	—	—	—	31.0	15.0
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	17,619	73,977	92,493
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	19,823	144,366	85,904
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	3,712	151,437	37,394
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	37,667	118,714	162,698
従業員数 (名)	1	4	5	10	17

- (注) 1 当社は、平成16年6月24日設立のため、第1期については、決算期間が平成16年6月24日から平成16年12月31日までの6ヶ月7日となっております。
- 2 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に関わる主要な経営指標等の推移については記載をしておりません。
- 3 営業収入には、消費税等は含まれておりません。
- 4 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
- 5 第1期から第3期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 6 潜在株式調整後1株当たり当期純利益について、第1期は新株予約権が存在しないため、第2期から第5期については、新株予約権が存在しますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
- 7 当社は、第3期の財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第4期及び第5期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第1期及び第2期については、当該監査を受けておりません。
- 8 株価収益率については当社株式が非上場であるため、記載しておりません。
- 9 純資産額の算定にあたり、第3期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
- 10 当社は平成17年4月13日付で株式1株につき10株の分割、平成20年8月1日付で株式1株につき100株の分割、平成20年12月6日付で株式1株につき10株の分割を行っております。

2 【沿革】

年月	概要
平成16年 6 月	東京都渋谷区恵比寿に、樹状細胞ワクチン療法の研究開発及びそれに基づく新たな医療支援サービスの提供を目的として、テラ株式会社（資本金10百万円）を設立
平成17年 5 月	本社を東京都港区白金台に移転
平成17年 5 月	樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療技術・ノウハウ等の提供を開始 アイマックスがん治療専門クリニックであるセレンクリニック（東京都港区）の設立支援を行い、第1号基盤提携医療機関として提携契約を締結
平成19年 6 月	当社の樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療の研究開発を行うため、千葉大学大学院医学研究院に寄附講座「がん分子免疫治療学（テラ）寄附講座」を開設
平成19年 8 月	株式会社癌免疫研究所とがん抗原であるWT1ペプチドを樹状細胞ワクチン療法等に使用できる独占的特許実施許諾契約を締結
平成19年 9 月	本社を東京都新宿区本塩町に移転

当社社名の由来

当社の社名である「tella」は、tera（兆）、terra（地球、グローバル）、tell（伝える、発信する）等の言葉で構成された造語です。

「tella」には、「人体を構成する60兆個の細胞を科学する企業」、「世界に向けて発信する、グローバルなヘルスケア企業」という意味が込められており、自ら創造する企業でありたいという意味が込められています。

3 【事業の内容】

当社は、「最先端医療をみなさまに～最先端医療サービスを創造し、みなさまの未来に貢献すること～」を経営理念として医療支援事業を行っております。

事業の内容は、がん免疫療法の一つである「樹状細胞ワクチン療法」を中心に、化学療法（がん休眠療法）、放射線療法（低侵襲放射線療法）等を組み合わせることで、効率よくがんを攻撃することを目指す、当社独自のがん治療技術・ノウハウ「アイマックスがん治療(免疫最大化がん治療：Immune maximizing therapy for cancer)」を契約医療機関に提供しております。

1. アイマックスがん治療総合支援サービスについて

樹状細胞ワクチン療法を中心とするアイマックスがん治療を行うには、高度な技術・ノウハウ、専門技術者の確保・育成、専用施設・機器等が必要であり、医療機関が独力でこれらすべてを準備し、導入することは困難です。

当社は、大学等研究機関との研究成果を活かして、医療機関がアイマックスがん治療を患者に提供するために、以下のサービスを包括的に提供し、対価を受け取っております。

(1)細胞培養体制整備支援サービス

細胞培養施設の設置に関する支援

樹状細胞の培養を行うためには、医薬品の製造施設と同等レベルの空気清浄度を維持する専用の細胞培養施設（CPC：Cell Processing Center）が必要となります。当該施設の設計、運用には独自のノウハウが必要となりますが、当社はこのノウハウをもとに、高品質の樹状細胞を安定的に培養するための施設の設置支援を行っております。

培養方法に関する教育指導

医療機関が樹状細胞ワクチン療法を中心とするアイマックスがん治療を患者に提供するにあたり、培養される樹状細胞の品質が重要となります。当社では、培養技術者が安定的に質の高い樹状細胞を培養できるよう、培養方法の教育指導をしております。

標準作業手順書の貸与

当社では、樹状細胞をはじめとする高品質の免疫細胞を安定的に培養するため、培養ノウハウを標準作業手順書（SOP：Standard Operating Procedures）に落とし込み、医療機関に貸与しております。当該手順書は、培養技術・ノウハウの改良が行われる毎に内容を更新しております。

培養管理システム導入の支援

樹状細胞の培養工程は多岐に亘る、複雑なものとなっております。当社では、当該培養工程を正確且つ効率的に管理し、高品質な樹状細胞を培養するための培養管理システムを導入する支援を行っております。

細胞品質管理支援サービス

アイマックスがん治療の臨床効果を高めるには、その中心となる樹状細胞ワクチン療法において用いる、樹状細胞の品質管理が重要です。

この点、当社は契約医療機関で培養された樹状細胞ワクチン療法に用いられる細胞について、その品質の解析を行い、契約医療機関に報告しております。このように、培養された細胞の品質報告と細胞測定装置による解析を行う体制を整えることで、契約医療機関において安定的に高品質な樹状細胞が培養されるよう支援しております。

(2) 運営体制整備支援サービス

治療実施体制整備の支援

アイマックスがん治療を行うに際しては、医療相談から細胞培養、投与に至る治療の一連の流れに対して、医師、看護師、培養技術者等、多くの専門家が関わるため、治療実施体制が複雑なものになります。当社では、独自のノウハウを提供することで、医療機関が治療実施体制の整備をスムーズに行えるように支援を行っております。

業務に関わる文書の貸与

アイマックスがん治療に関する説明文書等、業務に関わる文書の貸与を行っております。

治療評価方法の体制整備に関する支援

治療評価は、医師による患者の治療計画の立案だけでなく、アイマックスがん治療の継続的な改善及び当該治療のレピュテーションの向上に必要であることから、全ての契約医療機関で統一した評価体制をとれるよう支援しております。

(3) がん組織の保管に関する技術・ノウハウの提供

樹状細胞ワクチン療法に必要な抗原の一つである、自己がん組織の利用可能性を高め、同療法を実施できる患者を増やすために、契約医療機関に対して、患者の自己がん組織を超低温下において保存するサービス、「プライベートがんバンク」の技術・ノウハウを提供しております。

(4) 協力医療機関の紹介

アイマックスがん治療を行う際に、それを構成する全ての治療を契約医療機関のみで行うことができない場面もあることから、当社が治療に協力してくれる医療機関を開拓し、契約医療機関に紹介しております。

(5) 集患支援サービス

アイマックスがん治療は新しく、まだ広く認知が進んでいない技術・ノウハウであるため、普及を進め、より多くの患者に提供していくためには、その内容等を認知・理解してもらう必要があります。

そのため、当社では、これまで蓄積してきた情報発信ノウハウを契約医療機関に提供することで、当該医療機関の集患を支援しております。具体的には、インターネットマーケティングの運用コンサルティング、患者向けセミナーの開催等を行っております。

2. 契約医療機関について

(1) 契約医療機関の種類

当社がサービスを提供する契約医療機関は、契約形態によって、基盤提携医療機関、提携医療機関、連携医療機関の3種類に分類されます。

基盤提携医療機関

当社が、医療機関に対してアイマックスがん治療を行うための設備の賃貸、技術・ノウハウの提供、マーケティング、医療機関向け及び患者向け情報提供、権利使用許諾を行い、その対価として、施設使用料、技術・ノウハウ料、権利使用料を治療数に応じて受け取っております。新規設立医療機関の場合は設立支援から設備導入等を行い、既存医療機関の場合は設備導入等を行っております。

提携医療機関

当社が、医療機関に対してアイマックスがん治療を行うための技術・ノウハウの提供、マーケティング、医療機関向け及び患者向け情報提供、権利使用許諾を行い、その対価として、技術・ノウハウ料、権利使用料を治療数に応じて受け取っております。当社が設備導入を行わないことから、当社への施設使用料が発生しない点が、基盤提携医療機関と異なります。

連携医療機関

基盤提携医療機関の医療相談外来を設置した医療機関です。当社が、医療機関に対してマーケティング、医療機関向け及び患者向け情報提供や院内における医療従事者間の調整等の支援を行い、その対価として当該基盤提携医療機関における治療数に応じてコンサルティング料を受け取っております。

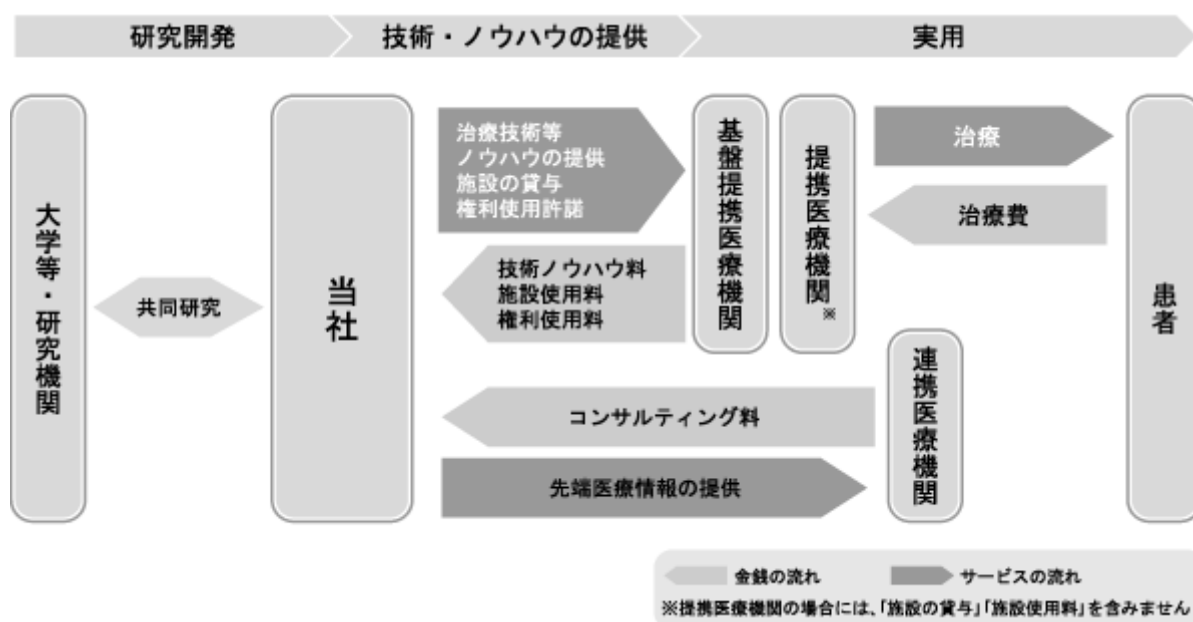
(2)当社契約医療機関の概要（契約締結順）

平成20年12月末時点における、当社の契約医療機関は以下のとおりです。

名称	所在地	契約形態
セレンクリニック 院長 友田岳志	東京都港区	基盤提携
医療法人社団北斗 北斗病院	北海道帯広市	提携
医療法人社団明芳会 板橋中央総合病院	東京都板橋区	連携
クリニックサンルイ 院長 三石瑤子	京都府京都市	基盤提携
医療法人社団博心厚生会 九段クリニック	東京都千代田区	基盤提携
花園クリニック 院長 桑原美苗	広島県福山市	提携
新横浜かとうクリニック 院長 加藤洋一	神奈川県横浜市	提携
国立大学法人 信州大学医学部附属病院	長野県松本市	提携
ミッドランドクリニック 院長 阿部浩文	愛知県名古屋市	基盤提携
特定医療法人北楡会 札幌北楡病院	北海道札幌市	基盤提携

新横浜かとうクリニックに対しては、現在、活性化リンパ球療法（血液中のリンパ球を採取して、体外で大量に培養し、活性化させた上で体内に戻す、非特異的免疫療法）の技術・ノウハウのみ提供しております。

以上をまとめますと、当社の事業系統図は以下のとおりとなります。



当社技術内容に関する補足説明

1. 樹状細胞ワクチン療法の概要

(1) 樹状細胞ワクチン療法の位置づけ

がんの治療には、主に標準治療といわれる次の3種類の治療法が用いられています。

- 「外科療法（手術）」
- 「化学療法（抗がん剤治療）」
- 「放射線療法」

がんと診断された場合、一般的にこれらの標準治療による治療が検討されます。局所的ながんの治療には、外科療法や放射線療法が、全身に対しての治療には化学療法等が用いられます。

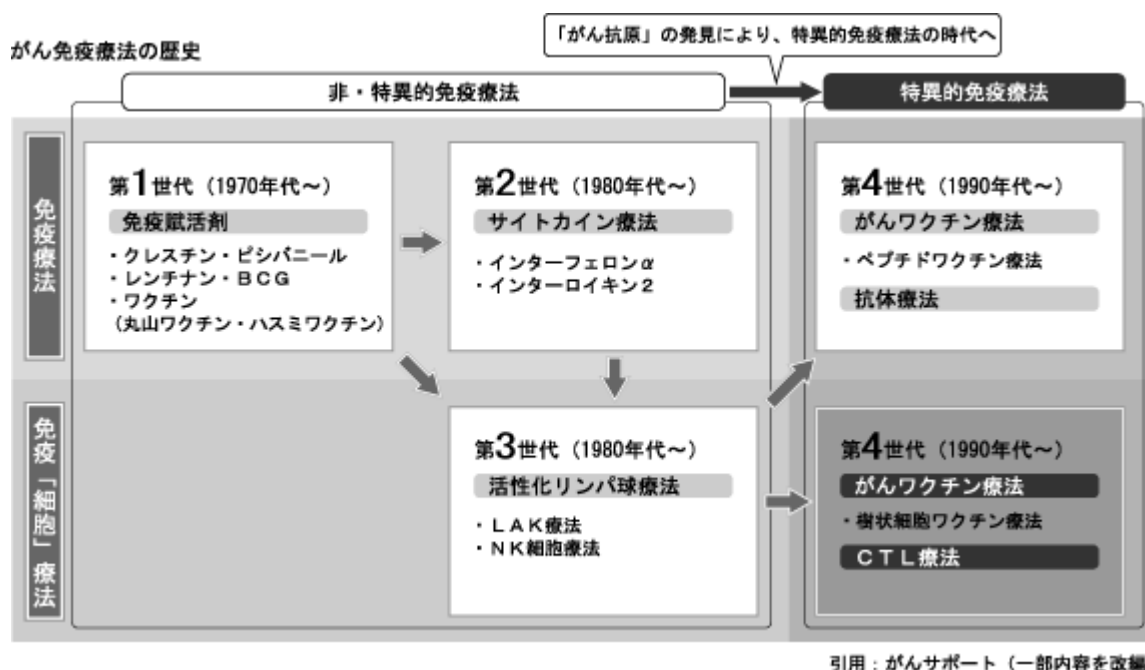
しかし、これらの標準治療だけでは治療できないがんもあり、第4の治療法として「がん免疫療法」が注目されています。

当社が技術・ノウハウを提供する樹状細胞ワクチン療法は、このがん免疫療法の一つです。がん免疫療法の歴史は1970年代から続くもので、その種類は多岐に亘りますが、樹状細胞ワクチン療法は、がん細胞のみを特異的に攻撃できる「特異的免疫療法」に属する「がんワクチン療法¹」の一つです。

樹状細胞ワクチン療法は、現在、世界中で臨床研究が行われておりますが、その有効性については、臨床研究において検証されている途上であるため、当社契約医療機関では自由診療で提供されております。

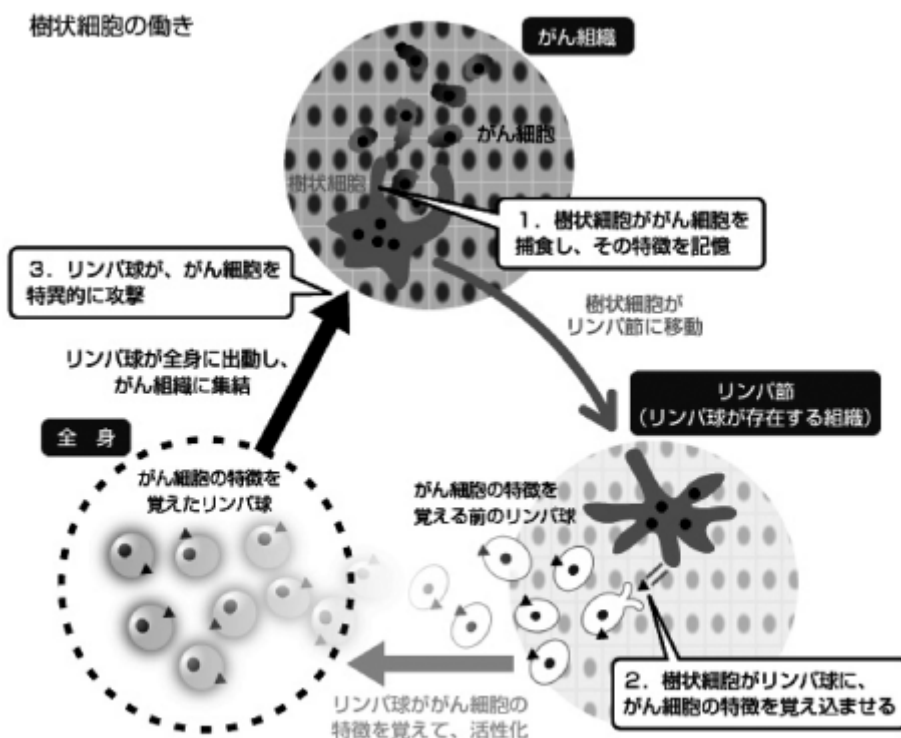
1：がんワクチン療法

樹状細胞等によって、リンパ球にがん抗原（がん独自の特徴）を認識・記憶させることで、がん細胞を持続的に制御する治療法です。代表的なものに、樹状細胞ワクチン療法、ペプチドワクチン療法があります。



(2) 樹状細胞の働き

樹状細胞とは、枝のような突起（樹状突起）を持つことにその名を由来する免疫細胞です。この樹状細胞は、体内で異物を捕食することによりその異物の特徴（抗原）を認識し、リンパ球（異物を攻撃する役割を持つT細胞等）にその特徴を覚え込ませます。これにより、そのリンパ球が異物を特異的に攻撃することが可能になります。



(3) 樹状細胞のがん治療への応用

樹状細胞ワクチン療法は、樹状細胞の働きをがん治療に活かしたものです。

具体的には、まず樹状細胞にがん抗原（患者のがん組織や人工的に作製したがんの特徴を持つ物質）を認識させ、その樹状細胞を患者の体内に戻します。これにより樹状細胞がリンパ球にがんの特徴を覚え込ませ、リンパ球はがん細胞のみを特異的に攻撃するようになります。

このように、樹状細胞ワクチン療法は、がん細胞のみを特異的に攻撃でき、正常細胞を傷つけないことから、副作用がほとんどない治療といわれています。

(4) 当社の提供する樹状細胞ワクチン療法について

根拠となる技術・ノウハウ

当社の樹状細胞ワクチン療法は、欧米の学術論文にもなっている²、東京大学医科学研究所で行われた悪性黒色腫・甲状腺がんに対する臨床研究、徳島大学で行われた口腔がんに対する臨床研究で培われた技術・ノウハウが基礎になっております。

また、細胞培養は東京大学医科学研究所細胞プロセッシング寄附研究部門（平成20年8月終了）の技術・ノウハウも導入しております。

当社契約医療機関では、これらの技術・ノウハウをもとに着実に症例数を積んでおり、その数は約900となっております（平成20年12月末時点）。（「Curr. Opin. In Immunol.誌 2005. vol.17:163-169」によると、全世界で確認された過去の樹状細胞ワクチン療法の症例数は「10年間で約1,000」とされています）

2:学術論文

- ・ Nagayama H. et al. Melanoma Res. 2003 Oct;13(5):521-30.
（東京大学医科学研究所、悪性黒色腫に対する研究）
- ・ Kuwabara K. et al. Thyroid. 2007 Jan;17(1):53-8.
（東京大学医科学研究所、甲状腺がんに対する研究）
- ・ Okamoto M. et al. Res.Adv.in Cancer 2005 May;61-76.
（徳島大学、口腔がんに対する研究）

種類

樹状細胞ワクチン療法を行うには、樹状細胞にがん抗原を認識させる必要がありますが、その方法には、(a)抗原パルス樹状細胞ワクチン療法と、(b)局所樹状細胞ワクチン療法があります。

(a)抗原パルス樹状細胞ワクチン療法

体外で培養した樹状細胞にがん抗原をパルスする（取り込ませる）ことで、樹状細胞にがん抗原を認識させる療法です。パルスする抗原に何を用いるかで、2つの療法に区別されています。

()自己がん組織樹状細胞ワクチン療法

抗原に自己がん組織を用いて、樹状細胞にがんを認識させる療法です。自己のがん組織を用いるため、がん種を問わず抗原として使用できます。一方、既に手術が終了しており、がん組織がきれいな状態で保管されていない場合やがんの進行により手術ができず、自己がん組織を採取できない場合等、本療法ができないことも少なくないといわれています。

()人工抗原樹状細胞ワクチン療法

人工的に作製されたがん抗原（人工抗原）を用いて、樹状細胞にがんを認識させる療法です。

人工抗原はがん種によって使えるものと使えないものがありますが、杉山治夫教授（大阪大学大学院医学系研究科）等によって発見されたがん抗原である「WT1ペプチド」は、固形がん及び血液がんに有効であることが欧米の学術論文³により報告されています。

当社は、WT1ペプチドを樹状細胞ワクチン療法等に应用する独占ライセンスを保有しており、これにより、当社契約医療機関においては自己がん組織が採取できない患者に

対しても樹状細胞ワクチン療法を提供できる可能性が高まっております。

3: 学術論文（一例）

Oka Y et al. Current Opinion in Immunology 2008 Volume 20 Page 211-220

（大阪大学医学部；WT1ペプチドワクチン療法は白血病や固形癌で有効な免疫反応と臨床反応を示した）

（b）局所樹状細胞ワクチン療法

体外で培養した樹状細胞をがん組織に直接注入し、体内で樹状細胞にがんを認識させる方法です。体内でがんを認識した樹状細胞はリンパ球にその特徴を覚え込ませ、リンパ球が全身で特異的にがんを攻撃するため、注入した場所にあるがんだけでなく、他に転移したがんに対しても臨床効果が得られると考えられています。

治療に抗原を必要としないことから、樹状細胞を直接注入できる場所にごがんが存在する場合であれば、自己がん組織を採取できない患者や人工抗原が使用できない患者に対しても、樹状細胞ワクチン療法を提供することが可能です。

2. アイマックスがん治療の概要

アイマックスがん治療とは、がん免疫療法の一つである樹状細胞ワクチン療法を中心として、これに化学療法（がん休眠療法⁴）、放射線療法（低侵襲放射線療法⁵）等を組み合わせることで、患者の免疫機能を最適化・最大化させて効率よくがんを攻撃することを目指す、当社独自のがん治療技術・ノウハウです。副作用が少ないとされるそれぞれの治療法を組み合わせることで、患者のQOL（生活の質）向上を目指しております。

これまで、化学療法及び放射線療法は、正常細胞を傷つけることから、免疫機能を低下させるものとして、免疫療法との併用が行われることはほとんどありませんでした。しかし、少ない量の抗がん剤を継続的に投与することで副作用を抑えた化学療法（がん休眠療法）、がん細胞のみに対してピンポイントに照射できる放射線療法（低侵襲放射線療法）が行えるようになったことで、これらの療法と免疫療法の併用できる可能性が一段と高まりました。

アイマックスがん治療においては、樹状細胞ワクチン療法を行う際に、これらの化学療法（がん休眠療法）及び放射線療法（低侵襲放射線療法）でがん細胞を弱らせておくことで、樹状細胞ワクチン療法の効果をさらに高めることが期待できます。

また、がん組織の周囲には、がんを攻撃するリンパ球の働きを弱めようとする細胞があります。最近の研究及び欧米の学術論文⁶では、抗がん剤がこの細胞を弱めること、また放射線療法もこの細胞を弱める可能性があることが報告されています。そのため、抗がん剤、放射線療法をうまく併用することで、さらに免疫機能を上げることが可能になると考えられています。

4：がん休眠療法

低用量の抗がん剤を継続的に投与することで、患者の免疫力を低下させずに、がんの増殖を抑制する療法です。「制御性T細胞（がんを攻撃する免疫を抑えてしまう悪玉免疫細胞）」の増殖を抑える働きも認められています。

5：低侵襲放射線療法

IMRT（強度変調放射線治療：専用のコンピュータを用いて、複数のビームを組み合わせて放射線に強弱をつけることで、高い精度でがんの部分だけに集中して照射する方法）専用の放射線装置を用いることで、がん細胞のみを攻撃する放射線療法です。がん細胞の周囲にある正常細胞を傷つけることが少ないため、体への負担が少なく（低侵襲）、免疫力を下げない療法とされています。

6：学術論文（一例）

Correale P et al. Journal of Clinical Oncology 2005 December 10 Volume 23 Page 8950-8958

（イタリア・シエナ大学医学部；ジェムザール＋FOLF0X4治療による制御性T細胞の阻害について）

Mozaffari F. et al. 2009 Cancer Immunol. Immunother. Volume58 Page 111-120

（スウェーデン・カロリンスカ大学病院；放射線照射後6か月に制御性T細胞の数が減少する）

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
17	34.6	1.27	4,255

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3 従業員数が最近1年間において7名増加しておりますが、主として業容拡大に伴う中途採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、長引く景気減速感に加え、サブプライムローン問題に端を発した、世界的な金融危機による株価の下落、急激な円高等の影響により、企業の設備投資や個人消費が減少しました。また、雇用や設備の過剰感から製造業を中心に雇用情勢が悪化する等、景気の厳しさが増し続ける状況となりました。

このような状況の下、当社はがん免疫療法に分類される、がんワクチン療法の一つである、樹状細胞ワクチン療法を中心とするアイマックスがん治療¹の普及により、安定的な成長を継続すべく、前期に引き続き、全国の医療機関に対して、当社契約医療機関における症例や臨床成績に基づいた営業開拓活動を行ってまいりました。また、セミナー等を通じた患者に対する情報提供活動や学会等での発表を中心とした学術活動を継続的に行ってまいりました。

全国の医療機関に対する営業開拓活動については、平成20年3月に広島県福山市の「花園クリニック」、同年7月に神奈川県横浜市の「新横浜かとうクリニック」、長野県松本市の「国立大学法人信州大学」、同年9月に愛知県名古屋市の「ミッドランドクリニック」、北海道札幌市の「特定医療法人北楡会札幌北楡病院」と提携契約を締結し、それぞれ当社技術・ノウハウの導入を行いました。これで、当社技術・ノウハウを導入した医療機関数は昨年度の5から10に増加し、より多くの患者に樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療を提供できるようになりました。

患者に対する情報提供活動については、平成20年4月にメディア関係者向けに、当社基盤提携医療機関の1つである「セレンクリニック」でのアイマックスがん治療の症例や臨床成績を発表することで、メディアを通じて多くの方に当社の技術・ノウハウに関してご理解を頂く機会を得ることができました。この他、当社基盤提携医療機関である「セレンクリニック」、「クリニックサンルイ」、「九段クリニック」、「ミッドランドクリニック」、提携医療機関である「花園クリニック」等の協力を得て、東京都、大阪府、京都府、愛知県、広島県等で、患者向けセミナーを開催いたしました。

学術活動については、平成20年6月に「第29回癌免疫外科研究会」、同年7月に「第12回基盤的癌免疫研究会総会」、同年10月に「第10回国際樹状細胞シンポジウム」、「第67回日本癌学会学術総会」、「第46回日本癌治療学会総会」、11月に「第21回日本バイオセラピー学会学術集会総会」、12月に「第38回日本免疫学会総会」で当社の研究開発について発表いたしました。特に、第46回日本癌治療学会総会では、イブニングセミナーの共催を行い、多くの臨床医・研究者の方々に、当社の研究開発について認知・理解を得ることができました。

以上の結果、当事業年度の営業収入は546,009千円（前年同期比102.8%増）、営業利益は109,821千円（前年同期比158.8%増）、経常利益は107,483千円（前年同期比68.9%増）となり、また、当期純利益は59,627千円（前年同期比14.7%減）となりました。

1：アイマックスがん治療(免疫最大化がん治療：Immune maximizing therapy for cancer)

がん免疫療法に分類される、がんワクチン療法の一つである樹状細胞ワクチン療法を中心として、これに化学療法（がん休眠療法）、放射線療法（低侵襲放射線療法）等を組み合わせることで、患者の免疫機能を最適化・最大化させて効率よくがんを攻撃することを目指す、当社独自のがん治療技術・ノウハウ。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物は、税引前当期純利益107,266千円を計上し、有形固定資産の取得による支払額114,372千円、社債発行による収入97,627千円、割賦未払金の返済による支出60,232千円等により、前事業年度末より43,983千円増加（前年同期は、81,047千円の増加）し、当事業年度末には162,698千円（前年同期比37.1%増）となりました。

当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは92,493千円（前年同期比25.0%増）の現金及び現金同等物の増加（前年同期は73,977千円の増加）となりました。その主な内訳は、税引前当期純利益107,266千円、減価償却費65,924千円、契約医療機関増加に伴い売上債権の増加96,215千円、未払消費税等の増加9,529千円、未払金の増加7,134千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは85,904千円（前年同期比40.5%減）の現金および現金同等物の減少（前年同期は144,366千円の減少）となりました。その内訳は、基盤提携医療機関支援の為の有形固定資産の取得による支出114,372千円、特許実施権取得による支出5,000千円、基盤提携医療機関のためのテナントに係る敷金の支出12,584千円、貸付金の回収による収入30,000千円、保険積立金の積立による支出5,519千円、基盤提携医療機関からの敷金預りによる収入21,571千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは37,394千円（前年同期比75.3%減）の現金及び現金同等物の増加（前年同期は151,437千円の増加）となりました。その内訳は、社債発行による収入97,627千円、割賦未払金の返済による支出60,232千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

区分	当事業年度 自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
医療支援事業	546,009	202.8
合計	546,009	202.8

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日		当事業年度 自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
セレンクリニック	209,622	77.8	230,797	42.3
クリニックサンルイ	38,147	14.2	151,099	27.7
医療法人社団 博心厚生会 九段クリニック	10,000	3.7	87,373	16.0

3 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社は、がん免疫療法の一つである「樹状細胞ワクチン療法」を中心に、化学療法（がん休眠療法）、放射線療法（低侵襲放射線療法）等を組み合わせることで、効率よくがんを攻撃することを目指す、当社独自のがん治療技術・ノウハウ「アイマックスがん治療」の提供を行っており、対処すべき課題を以下のように考えております。

(1) 樹状細胞ワクチン療法の課題

人工抗原の獲得

人工抗原は、樹状細胞ワクチン療法を行う上でもっとも重要な物質の一つになります。抗原のラインナップを多くすることで、樹状細胞ワクチン療法の適応対象を拡げ、その効果を高めることができると考えられます。

当社は、6種類に及ぶWT1ペプチドの樹状細胞ワクチン療法等への応用に関して独占ライセンスを取得することで、契約医療機関においてより多くの患者に同療法を実施できるようになりました。今後、さらに当該療法の効果を高めるべく、自社での新たな人工抗原の開発や他者からの権利許諾等を通じ、治療に有効な人工抗原を幅広く使えるようにしていく必要があると考えております。

樹状細胞の質及び培養効率の向上

樹状細胞ワクチン療法の臨床効果を高める大きな要素として、投与される樹状細胞の質があります。当社の樹状細胞の培養技術・ノウハウは、東京大学医科学研究所、徳島大学での臨床研究に基づいており、それを実地医療で症例を重ねる中でさらに改善を続けております。現状、当社契約医療機関において、培養される細胞の品質は、治療に使用して問題のない水準で安定しておりますが、さらなる品質の向上、効率的な培養方法の確立に向けて、改善を継続していく必要があると考えております。

(2) アイマックスがん治療の課題

当社はアイマックスがん治療の質をさらに高めることを目的に千葉大学大学院医学研究院がん分子免疫治療学（テラ）寄附講座や他研究機関と共同で、樹状細胞ワクチン療法と化学療法（がん休眠療法）等、樹状細胞ワクチン療法と放射線療法（低侵襲放射線療法）との併用効果について研究を進めておりますが、その克服すべき課題を以下のように考えております。

技術・ノウハウの改良

樹状細胞ワクチン療法に化学療法（がん休眠療法）、放射線療法（低侵襲放射線療法）等を併用することで樹状細胞ワクチン療法単独より高い臨床効果が得られることが解ってきております。当社は、千葉大学の当社寄附講座や名古屋市立大学と共同で、これら併用療法に関する研究を行い、アイマックスがん治療の技術・ノウハウをさらに改良してまいります。

評価方法の確立

アイマックスがん治療を構成する各々の療法についての臨床効果は既に科学的な検証がされているものもありますが、これらの治療を併用したアイマックスがん治療は、複合的に影響を及ぼすため、その臨床効果の科学的な評価方法は確立しておりません。今後、アイマックスがん治療の普及を進めるためにも、各々の治療の科学的な検証を進め、それをベースに当該治療の適切な評価方法を確立していく必要があると考えております。

(3)医療従事者・患者の理解獲得

従来、医療従事者は、一般的に保険診療以外の治療、いわゆる自由診療に対して十分な知識を持っていない場合も少なくないことから、患者にがん免疫療法をはじめとする自由診療を薦めることはほとんどありませんでした。また、樹状細胞ワクチン療法及び同療法を中心とするアイマックスがん治療は新しい治療技術・ノウハウであり、現状、これらに対する医療従事者及び患者の認知・理解は十分には広まっていないものと認識しております。

樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療の普及を進めるには、医師・患者双方に理解頂く必要があります。したがって、当社は、契約医療機関における症例実績や新たな技術・ノウハウを学会やセミナー、メディア活動を通じて提供することで、両者の理解を得られるよう進めてまいります。

(4)細胞加工技術アドバイザーの確保・教育

当社は、これまで契約医療機関の細胞培養技術者に対して、樹状細胞をはじめとする、治療に用いる細胞を培養できる高度な技術について指導してまいりましたが、今後、契約医療機関を増やしていくに際しては、このような高度な細胞培養技術を指導できる、細胞加工技術アドバイザーをいかに確保・教育していくかが課題になります。

この課題に対しては、適性能力のある人材の定期採用及び教育管理体制の強化により、契約医療機関の細胞培養技術者を安定的に教育、監督できる体制を整えることで対応してまいります。

4 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。当社として必ずしも事業上のリスク要因に値しないと考えられる事項についても、投資への判断上、重要と考えられるものについては、投資者への積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、当社はこれらの事業等へのリスクを認識した上で、その回避及び発生した場合の対応に努めておりますが、当社株式への投資判断は、本項及び本項以外の記載も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、本文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

1．当社の事業に関するリスクについて

(1)治療費及び患者数について

樹状細胞ワクチン療法を中心とするアイマックスがん治療は先進的医療技術であるため、標準的ながん治療である、外科療法、化学療法及び放射線療法等のように保険診療の対象とはなっておらず、自由診療で実施されております。当社は、当該治療法に係る技術・ノウハウ等を提供し、契約医療機関で実施される治療数に応じて対価を受取っております。このため、治療費と患者数の動向は当社収益に大きな影響を与えるものと認識しております。

今後、当該療法をはじめとするがん免疫療法の普及過程において、何らかの理由で治療費が低下し、当社が受けとる対価の価格等が見直された場合や、契約医療機関における患者数の減少が起こった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2)競合他社とのサービス対価に係る価格競争について

樹状細胞ワクチン療法を中心とするアイマックスがん治療は、その新規性及び成長性から、これに着目した新規参入企業や既存業者との競争が今後激化していく可能性があります。このような状況下、複数の同業他社の参入に伴い、提供サービスの対価に係る価格競争が生じた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3)業界イメージの低下について

当社が技術・ノウハウを提供している樹状細胞ワクチン療法は、免疫療法の一つに分類され、現時点においては、自由診療で実施されております。自由診療は、保険診療のような厳しい臨床試験を経ずに行うことが可能なことから、相対的にその内容は玉石混交の状態となっており、一部競合他社が十分な品質を維持していない技術・ノウハウまたはサービスを提供する等により、トラブルを起こす可能性もあります。そのような事態が発生した場合には、免疫療法に対するイメージが低下し、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4)市場動向及び需要動向について

当社の収益は、がん治療市場の動向、自由診療市場の動向、がん免疫療法市場の動向、ひいては樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療に対する需要動向に左右されるものと認識しております。今後、人口の減少、がん予防技術の向上・普及によりがん罹患数の減少が起こった場合や、保険診療での新規がん治療選択肢の拡大により自由診療での治療数の減少、あるいはがん免疫療法領域で樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療以外の治療が台頭した場合等には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5)技術革新について

当社の事業対象領域であるがん治療の分野は、技術革新のスピードが速く、新しい治療薬や治療方法の研究開発が盛んに行われております。当社の樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療も新しい知見をもとに、常に改良を続けていく必要があるとの認識のもとで研究開発を行っておりますが、今後、他社の技術開発が先行し、当社が技術革新に遅れをとり、結果として競争力を失った場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6)品質管理支援体制について

当社は樹状細胞ワクチン療法の技術・ノウハウを契約医療機関に提供しておりますが、細胞培養は各々の契約医療機関で行われており、当社では行っておりません。

当社では、契約医療機関に対して、以下について徹底することで、高品質の治療用細胞が培養できるよう支援しております。

- (a)細胞培養をGMP基準に準拠した空気清浄度を持つ細胞加工施設で行うことで、細胞加工工程において無菌性を保ち、細菌汚染を防ぐよう努める。
- (b)全ての作業工程を標準作業手順書（SOP）に取りまとめ、それに基づいて行うように指導することで、細胞加工工程における人為的なミスの発生を極力防ぐよう努める。
- (c)細胞培養液や試薬等、細胞培養に必要な資材について、供給元との厳密な購買契約に基づいて購入するよう指導することで、不良品の混入や劣化を未然に防ぎ、また、仕入・保管・検査体制の充実化に努める。
- (d)当社医療事業部が、契約医療機関に対して定期的に細胞の品質や施設運営に関する監査を行うことで、品質の低下を防ぐように努める。

ただし、上記の対応を徹底したとしても、何らかの理由により、契約医療機関で培養する細胞の品質、ひいては提供する医療の質が低下する可能性はあり、その場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー状態の異常な変動

(1) 社歴が浅いことについて

当社は、平成16年6月の設立以降、医療支援事業を行っており、営業収入は第2期より計上しております。第1期から第3期まで経常損失、当期純損失となっておりますが、第4期より経常利益、当期純利益を計上しており、営業活動によるキャッシュ・フローもプラスとなっております。また、当社は、基盤提携医療機関に対して設備の賃貸を行うための設備投資を行っており、第4期及び第5期の投資活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。

上記のように、当社は、平成16年6月に設立された社歴が浅い会社であることから、将来の不確定要因も多いと考えられます。また、期間業績比較を行うために十分な財政状態、経営成績の過去実績を有していないことから、過去の経営成績及び財政状態から今後の当社の業績を予測し、投資判断を行う材料としては、十分でない可能性があります。

なお、当社の設立以降の経営成績及び財政状態は、「第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移」に記載のとおりであります。

(2) 資産の減損の発生可能性について

当社は、基盤提携医療機関へ設備の賃貸を行うための設備投資を行っており、固定資産の評価について「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を適用しております。今後、何らかの事情で新たな減損損失が発生した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

３．特定の取引先・製品・技術等への依存

(1)特定の販売先への依存について

当社の技術・ノウハウ等の提供先は医療機関であり、現状、特定の基盤提携医療機関に対しての依存度は高いものとなっております。今後、契約医療機関が増加するにつれて、特定の基盤提携医療機関への依存度は低下してくるものと考えておりますが、今後の新規基盤提携医療機関の開拓の遅れ、既存の基盤提携医療機関の当社との取引方針の変更等が生じた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第３期事業年度 自 平成18年１月１日 至 平成18年12月31日		第４期事業年度 自 平成19年１月１日 至 平成19年12月31日		当事業年度 自 平成20年１月１日 至 平成20年12月31日	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
セレンクリニック	94,150	100.0	209,622	77.8	230,797	42.3
クリニックサンルイ	—	—	38,147	14.2	151,099	27.7
医療法人社団 博心厚生会 九段クリニック	—	—	10,000	3.7	87,373	16.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2)契約医療機関との契約について

当社では樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療等の実施に係る提携契約を契約医療機関と締結しており、契約期間満了後については、一定期間前までに双方いずれからも別段の意思表示がなければ、自動継続することになっております。しかしながら、各契約医療機関の経営方針の変更や、当社に起因する各契約医療機関との契約における解約事項に抵触するような事態の発生等により契約が解除された場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3)契約医療機関の医師及び培養担当者への依存について

当社の収益は、主として契約医療機関での治療・培養から得られますが、治療の実施については医師の判断等に依存し、細胞培養は培養担当者の手技に依存することとなります。今後何らかの理由により、契約医療機関における樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療に詳しい医師や、細胞培養に精通した培養技術者が何らかの理由で退職し、治療が実施できなくなった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4)知的財産権の侵害について

当社の提供する樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療の技術・ノウハウは治療方法であるため、現在日本においては特許権が認められておりません。したがって、当社の有する培養方法等の技術についても特許が認められない可能性が高く、特許出願によってその内容を公開するよりは、技術・ノウハウとして保有することが事業戦略上有利であると考えております。

当社が他社の特許等知的財産権を侵害する可能性につきましては、技術顧問を通じて、技術や特許の調査を行うことで、侵害が生じないよう努めております。しかしながら、技術競争の激しいがん治療分野において当社の認識していない特許等知的財産権が成立する可能性はあり、その場合、他社の権利に抵触する可能性があります。

(5)技術・ノウハウの流出について

当社は、樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療の技術・ノウハウの提供を主たる収益基盤としておりますので、これらの技術・ノウハウが流出した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社はこの対策として、契約医療機関との間で秘密保持契約を締結し、加えて、契約医療機関と従業員等関係者との間での秘密保持契約締結の徹底についても指導しております。また、機密性の高い書類等の保管・取扱方法についても厳密な取り決めを行っております。これらに加え、アイマックスがん治療の中心的な治療法である樹状細胞ワクチン療法に関連する物質特許の専用実施権や独占使用権等の取得を進め、万が一、当社の技術・ノウハウが流出した場合でも、当社との契約が無ければ、同様の樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療が行えないよう対策をとっております。

(6)権利者から許諾を得られない可能性について

当社が技術・ノウハウを提供する樹状細胞ワクチン療法において、WT 1 ペプチドを人工抗原として用いる場合がありますが、これは、権利者より当該ペプチドの使用に関する独占ライセンスを得て行っております。今後、権利者の方針変更や、当社に起因する契約の解約事項に抵触するような事態の発生等により、権利許諾に係る費用の増加や権利者から許諾を得られなくなった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7)研究開発及び研究開発費用について

当社では、樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療の臨床効果向上を目指すとともに、その他の中長期的な収益基盤の確立を目指して、複数の大学機関等と共同で様々な研究開発を行っております。今後、大学機関等の方針変更や研究開発期間の長期化等により、研究開発費用が増大した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4. 特有の法的規制・取引慣行・経営方針

(1) 特定人物への依存について

代表取締役社長矢崎雄一郎は、当社の最高経営責任者であり、医師・研究者としても樹状細胞ワクチン療法及びアイマックスがん治療、並びにその他先端医療技術に関する豊富な知識、経験を持ち、医療機関や医療に係る研究機関との間で築いてきた人脈に基づく営業力を発揮する等、当社の事業活動に多大な影響を与えてまいりました。したがって、今後何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 小規模組織であることについて

当社は、平成20年12月末現在、取締役6名、監査役3名並びに従業員17名と組織が小さく、社内管理体制もこの規模に応じたものとなっております。今後、事業拡大に伴い人員増強を図る方針であり、内部管理体制もこれに合わせて強化していく予定ですが、事業の拡大や人員の増強に対して適切且つ十分な組織体制が構築できなかった場合や相当数の社員が短期間に退職した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 人材の確保・育成等について

当社の事業は、その大半が研究者や細胞加工技術アドバイザー等の専門性を有する人材の力に依存しております。当社では優秀な人材を確保するための投資に力を入れており、また、OJT等を通じた人材育成にも努めております。しかし投資に見合う人材の確保ができない場合及び人材育成が図れない場合には、事業拡大の制約要因となり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 調達資金の使途について

株式上場時の増資による手取金の使途につきましては、基盤提携医療機関設立支援及びシステム開発投資を考えております。しかしながら、調達した資金の使途が必ずしも当社の成長に寄与せず、期待どおりの収益を確保できない可能性があります。

(5) 新株予約権（ストック・オプション）及び付与について

当社は、新株予約権（ストック・オプション）制度を採用しております。

ストック・オプションの内容については、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況及び（8）ストック・オプション制度の内容」に記載のとおりであります。

既存の新株予約権が権利行使された場合は、当社の1株当たりの株式価値が薄化する可能性があります。なお、平成20年12月末現在、発行済みの新株予約権の目的である株式は1,607,000株であり、これらすべてが行使された場合には、平成21年3月の公募増資及び売出し前の発行済株式総数11,689,000株の13.75%に相当しております。

当社は、今後も優秀な人材確保のために、同様のインセンティブプランを継続していくことを検討しております。したがって、今後付与されるストック・オプションの行使が行われた場合に

は、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

また、新たなストック・オプションに関しては、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号）によりストック・オプションの費用計上が義務付けられているため、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6)ベンチャーキャピタルについて

平成20年12月末現在、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業有限責任組合が所有している株式数は4,713,000株存在し、平成21年3月の公募増資及び売出しにより、所有する株式数は4,213,000株となっております。公募増資及び売出し後の発行済株式総数に対する所有割合は38.02%であります。なお、当該株式については、株式会社ジャスダック証券取引所の規則等に基づき、上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日等以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日等以後1年間を経過する日)まで継続的に所有する旨の確約を行っております。

一般的にベンチャーキャピタル等が未公開株式に投資を行う目的は、公開後に当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることであると思われることから、ベンチャーキャピタル等は当社の株式公開後において所有する株式を売却することが想定されます。この株式売却により、短期的に需給バランスの悪化が生じる可能性があり、それに伴い当社株式の市場価格形成に影響を及ぼす可能性があります。

(7)広告宣伝・マーケティングについて

当社が契約医療機関に提供する支援サービスの主要内容に、契約医療機関の広告宣伝・マーケティングがあります。当社では、アイマックスがん治療の普及や契約医療機関の集患を目的に、今後、積極的に広告宣伝・マーケティングを行っていく考えであります。これらについて当社の期待した効果が得られない場合には、当社の業績や事業に影響を与える可能性があります。

(8)社内倫理基準（審査体制）について

当社では当社社長を委員長とし、社外の専門家で構成される倫理審査委員会を設置しております。倫理審査委員会では契約医療機関で実施する新規治療等について、その実施の可否を判断し、そこで承認された治療に係る技術・ノウハウを契約医療機関に提供しております。契約医療機関との契約により、当社が技術・ノウハウを提供した治療については、契約医療機関での責任のもとで行うこととなっておりますが、何らかの要因によって医療事故等が発生し、医療機関及び患者からの当社に対する信用が失墜することにより、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9)法的規制等について

当社の提供するサービスに影響を与える主な法令としては、薬事法、医師法および医療法等があり、たとえば薬事法第12条は「医薬品等の製造業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として

医薬品等の製造販売をしてはならない。」と、医師法第17条は「医師でなければ、医業をなしてはならない。」と規定しています。

当社は、契約医療機関に対して技術・ノウハウの提供を行うのみであり、契約医療機関の経営に関与するものではありません。また、細胞培養は契約医療機関の職員が同医療機関の医師の指導のもとで行い、細胞培養を含む一連の治療は同一の医療機関で完結するようになっております。なお、契約医療機関は、医療法に従い、所定の手続を適切に行った上で、診療所・病院等を開設しております。

当社は創業時にこれらの法令に抵触することがないように慎重にビジネスモデルを構築してまいりましたので、現在のところこれら法令に抵触する事実はございませんが、今後、関連する法的規制等の変更によっては、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5．重要な訴訟事件等の発生

(1)治療に係る訴訟等について

当社はこれまで、契約医療機関及び契約医療機関の患者やその関係者からのクレーム・損害賠償等の訴訟を起こされたことはございませんが、今後何らかの理由により、それらが生じた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

6．その他

(1)自然災害等に関するリスクについて

地震等の自然災害等の発生は予測不能ではありますが、自然災害等が発生して当社及び契約医療機関が被害を受けた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 技術導入契約

相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
株式会社癌免疫研究所	日本 ~ 米国 、 中国	癌抑制遺伝子WT1の産物に基づく癌抗原（日本出願番号：特願2000-562398）（米国特許番号：登録7030212 WT1 126-134）（中国特許番号：99810209.1） WT1改変ペプチド（日本特許番号：登録3728439 3819930）（中国特許番号：02807025.9） WT1由来の癌抗原ペプチド（日本出願番号：特願2006-511744） WT1由来のHLA-DR結合性抗原ペプチド（日本出願番号：特願2005-515303） HLA - A3303拘束性WT1ペプチド、およびそれを含む医薬組成物（日本出願番号：特願2006-045287） HLA - A1101拘束性WT1ペプチド、およびそれを含む医薬組成物（日本出願番号：特願2006-355356）	樹状細胞の体外処理及びそのための使用、製造及び販売に限定した、独占的特許実施許諾契約	平成19年5月1日から 平成28年12月31日まで
株式会社癌免疫研究所	日本 ~ 米国 、 中国	癌抑制遺伝子WT1の産物に基づく癌抗原（日本出願番号：特願2000-562398）（米国特許番号：登録7030212 WT1 126-134）（中国特許番号：99810209.1） WT1改変ペプチド（日本特許番号：登録3728439 3819930）（中国特許番号：02807025.9） WT1由来の癌抗原ペプチド（日本出願番号：特願2006-511744） WT1由来のHLA-DR結合性抗原ペプチド（日本出願番号：特願2005-515303） HLA - A3303拘束性WT1ペプチド、およびそれを含む医薬組成物（日本出願番号：特願2006-045287） HLA - A1101拘束性WT1ペプチド、およびそれを含む医薬組成物（日本出願番号：特願2006-355356）	WT1-CTLの作製及び利用を目的とする使用、製造及び販売に限定した独占的特許実施許諾契約	平成20年2月20日から 平成28年12月31日まで

(2) 技術支援契約

相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
医療法人社団明芳会 板橋中央総合病院	日本	免疫療法を行うための知識、ノウハウの提供	コンサルティング契約	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで 以降1年毎自動更新
医療法人社団北斗 北斗病院	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法ならびにがんの先端医療に関する技術およびノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成19年1月12日から 平成24年12月31日まで 以降5年毎自動更新
セレンクリニック 院長 友田岳志	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法ならびにがんの先端医療に関する技術およびノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成19年1月5日から 平成19年12月31日まで 以降1年毎自動更新
クリニックサンレイ 院長 三石瑤子	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法ならびにがんの先端医療に関する技術およびノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成19年9月3日から 平成20年8月31日まで 以降1年毎自動更新
医療法人社団 博心厚生会 九段クリニック	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法ならびにがんの先端医療に関する技術およびノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成19年11月7日から 平成29年11月6日まで 以降5年毎自動更新
花園クリニック 院長 桑原美苗	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法ならびにがんの先端医療に関する技術およびノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成20年3月14日から 平成30年3月13日まで 以降5年毎自動更新
新横浜かとう クリニック 院長 加藤洋一	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法ならびにがんの先端医療に関する技術およびノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成20年7月3日から 平成30年7月2日まで 以降5年毎自動更新
国立大学法人 信州大学	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法ならびにがんの先端医療に関する技術およびノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成20年8月1日から 平成30年7月31日まで 以降5年毎自動更新
ミッドランド クリニック 院長 阿部浩文	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法ならびにがんの先端医療に関する技術およびノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成20年9月11日から 平成21年8月31日まで 以降1年毎自動更新
特定医療法人北楡会 札幌北楡病院	日本	細胞等を用いたがん免疫治療法ならびにがんの先端医療に関する技術およびノウハウ	非独占的な実施権の許諾	平成20年9月19日から 平成22年9月18日まで 以降2年毎自動更新

6 【研究開発活動】

当社は、「がん」、「細胞治療」、「免疫療法」、「がんワクチン」、「樹状細胞」、「再生医療」等をキーワードに、中長期的な収益基盤として重要になると考えられる、がん治療・診断技術、及び再生医療等について、研究開発・事業化の検討を行っております。

当事業年度（自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日）

当事業年度における研究開発費の総額は、5,324千円であります。

1．がん治療技術

(1) 新規がん抗原の樹状細胞ワクチン療法への応用・開発

研究パートナー：武蔵野大学、東京大学

腫瘍血管は多くのがん細胞に見られる特徴です。がん細胞が栄養や酸素を補給するために誘導すると考えられています。がん細胞は由来する臓器や器官の特徴（がん抗原）を持っていますが、腫瘍血管はがん種に関係なく共通しているために、腫瘍血管をターゲットにしたがんの治療法の開発は期待されている技術の1つです。

当事業年度において、マウスモデルで腫瘍血管を標的にした樹状細胞ワクチン療法の有用性の検証を行い、効果があることを確認しております。今後は、ヒトの血液細胞を用いて、腫瘍血管をターゲットとしうる樹状細胞とリンパ球の試験管内での誘導法の確立を目指していく予定です。この誘導法に成功した場合には、次の段階としては同抗原を用いた樹状細胞ワクチン療法の臨床研究となります。

(2) WT 1 ペプチドを用いた活性化リンパ球療法の研究開発

研究パートナー：千葉大学

非特異的免疫療法である活性化リンパ球（LAK）療法は、体内のTリンパ球と呼ばれる免疫担当細胞を大量に増殖させる方法です。Tリンパ球は刺激を受けると活性化され生理活性物質であるサイトカイン分泌します。これらのサイトカインが体の免疫環境を整えと考えられています。当社はこの活性化リンパ球療法に付加価値を与えるために、LAK療法においてWT1特異的CTLを効率的に誘導するための技術開発を行っています。当事業年度において、自社開発によりWT1特異的CD8T細胞の効率的な誘導法の確立に成功いたしました。今後は、実用化に向けたプロトコルの作成等を進めてまいります。

2．再生医療

(1) ヒト胎盤由来細胞を用いた皮膚・血管の再生医療

研究パートナー：東京大学

本来は破棄される胎盤細胞は血管新生や皮膚再生を促進する生理活性物質（サイトカイン）を多量に分泌することが知られています。また当社の研究によっても明らかになっています。これまで当社は胎盤細胞を試験管内で増殖させるだけでなく、試験管内で培養された胎盤細胞が多量のサイトカインを分泌する培養法の確立に成功しています。しかし

ながら、これまでの培養条件で得られた活性化胎盤細胞では院内製剤としては使用できませんでした。当事業年度において、当社研究開発部では、培養条件のさらなる検討を行い、院内製剤として活性化胎盤細胞を利用できる培養条件の目処が立ちました。今後は、動物実験で創傷治療において効果があるか検討する予定です。

３．がん診断技術

(1)がん特異的モノクローナル抗体を用いたがん診断技術等の開発

研究パートナー：東京大学

当社はがん細胞に特異的に結合するモノクローナル抗体を保有しています。これまでの当社の研究により、当該抗体分子がマウスではなくヒトのがん細胞に特異的に結合することを証明してきました。この結果、当該抗体分子が抗体医薬として、また、がんを検出するための試薬として使用できる可能性が示唆されました。さらに当社のこれまでの研究から、当該抗体分子が特に成人型T細胞白血病（ATL）の検出に大変有効であることが判明しました。白血病の検出は、血液を得ることによって生体外で検査可能であり、当該抗体分子のがん診断技術への応用が期待されます。診断技術への応用には、より精度の高い抗体を得る必要があり、当該抗体分子の構造を改変する研究を進めております。当事業年度は、当該抗体分子を大量に試験管内で得る手法を確立することによって当該抗体分子を大量に試験管内で生産することができました。今後は、当該抗体分子に適した化学修飾法を確立し、最新ナノテクノロジーの進歩によって開発されたQdot nanocrystalと呼ばれる比較的安定した蛍光色素を直接結合させ、ATLを検出するための試薬を開発する予定です。そして、同技術を用いて、がんの早期診断および再発診断のために実用化を目指してまいります。

なお、当社の研究開発活動に関連する契約は、以下のとおりです。

技術導入契約

相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
国立大学法人東京大学 (代理人 株式会社 東京大学TLO)	日本	発明「細胞及び免疫誘導剤」 (産業財産権の出願番号：特願 2005-205964号)にかかる技術、ノウハウ	独占ライセンス 契約	平成18年1月31日から 平成22年10月31日まで
高橋 弘	日本	発明「白血病の検出方法及びそのための 試薬」(産業財産権の出願番号：特 許3761861号)にかかる技術、ノウハウ	独占ライセンス 契約	平成19年2月16日から 平成38年3月31日まで
高橋 弘 花田 修一	日本	発明「がん特異的モノクローナル抗体 を用いたがん診断法」 (産業財産権の出願番号特願 2004-549638号)にかかる技術、ノウ ハウ	独占ライセンス 契約	平成19年2月15日から 平成39年2月14日まで又は本特 許権の存続期間が満了するまで のいずれか遅い時点まで

共同研究契約

相手方の名称	国名	研究題目	研究内容	契約期間
国立大学法人東京大学 (代理人 国立大学法人東京大学医科学研究所)	日本	培養血管内皮細胞を抗原とした癌の樹状細胞療法の開発	培養血管内皮細胞を抗原とした癌の樹状細胞療法の開発	平成17年10月1日から平成23年3月31日まで
武蔵野大学薬学部薬学研究所・薬物療法学教室	日本	腫瘍血管を標的とする横断的な癌の樹状細胞療法の確立	腫瘍血管を標的とした樹状細胞療法開発を目的とする、動物モデルの開発	平成20年2月1日から平成22年1月31日まで
国立大学法人東京大学	日本	癌特異抗原を認識する単クローン抗体を用いた新規治療薬の開発	癌細胞に特異的に結合する単クローン抗体を用いた新規抗体医薬品の開発	平成20年7月1日から平成25年6月30日まで

7 【財政状態及び経営成績の分析】

本文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針および見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。この財務諸表作成において、損益又は資産の状況に影響を与える見積りの判断は、一定の会計基準の範囲内において過去の実績やその時点での入手可能な情報に基づき合理的に行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性が存在するため、これらの見積りと異なる場合があります。なお、当社の財務諸表作成にあたり採用した会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 重要な会計方針」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は359,849千円で、前事業年度末に比べ115,515千円増加しております。これは主に、現金及び預金の増加43,983千円、契約医療機関の増加と既存医療機関での治療が順調に推移したことによる売掛金の増加96,215千円、セレンクリニックへの短期貸付金を回収したことによる減少30,000千円によるものです。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は362,710千円で、前事業年度末に比べ80,754千円増加しております。これは主に、特許実施権の取得10,000千円、新規基盤提携医療機関（ミッドランドクリニック、札幌北榆病院）への設備投資104,241千円、によるものです。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は176,881千円で、前事業年度末に比べ76,995千円増加しております。これは主に、社債発行による一年以内償還予定社債の増加35,000千円、未払法人税等の増加46,334千円、未払消費税等の増加9,529千円、新規基盤提携医療機関（札幌北榆病院）への設備等による未払金の増加19,971千円、及び割賦未払金の支払いによる減少35,932千円によるものです。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は118,346千円で、前事業年度末に比べ59,646千円増加しております。これは、基盤提携医療機関からの預り敷金21,571千円による増加、社債発行による社債の増加65,000千円、長期割賦未払金から割賦未払金への振替による減少24,300千円によるものです。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は427,331千円で、前事業年度末に比べ59,627千円増加しております。これは主に、当期純利益を59,627千円計上したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

(営業収入)

当事業年度における営業収入は546,009千円（前年同期比102.8%増）となりました。

営業収入が増加した要因は、当社の基盤提携医療機関での治療が順調に推移したこと、及び、新規契約医療機関が治療を開始したことによるものであります。

(営業収入総利益)

当事業年度の営業収入総利益は、営業収入の増加に伴い420,130千円（前年同期比86.1%増）となりました。営業収入総利益率は基盤提携医療機関が増加したことによる、減価償却費、固定資産税及びリース料の負担増加や修繕費の負担、契約医療機関への出張に係る旅費交通費の増加に伴い、前事業年度の83.8%から76.9%となりました。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、310,308千円（前年同期比69.3%増）となりました。主たる内容は、事業拡大に伴う人件費及び関連経費、広告（マーケティング）関連費用の増加によるものであります。

(営業利益)

当事業年度における営業利益は109,821千円（前年同期比158.8%増）となりました。前述の営業収入の増加に伴う営業収入総利益の増加によるものであります。

(経常利益)

当事業年度における経常利益は107,483千円（前年同期比68.9%増）となりました。営業外損益の主たる内容は基盤提携医療機関への転貸物件による不動産賃貸収入及び不動産賃貸原価であります。

(特別損益)

当事業年度において特別損失として217千円を計上しております。これは有形固定資産廃棄損によるものであります。

(当期純利益)

以上により、当事業年度における当期純利益は59,627千円（前事業年度の69,890千円に比べ10,263千円の減少）となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当事業年度においても当社は新規基盤提携医療機関のための設備投資を積極的に行ってまいりました。この資金は、既契約医療機関への技術・ノウハウ提供等による営業収入として獲得した資金及び社債発行によるものであります。今後さらに事業基盤強化に向けた積極的な設備投資と医療機関向けシステム開発を予定しており、その不足資金については、平成21年3月25日を払込期日とする公募増資を行い、追加の資金調達を行っております。

なお、当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況については、次のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物は、税引前当期純利益107,266千円を計上し、有形固定資産の取得による支払額114,372千円、社債発行による収入97,627千円、割賦未払金の返済による支出60,232千円等により、前事業年度末より43,983千円増加（前年同期は、81,047千円の増加）し、当事業年度末には162,698千円（前年同期比37.1%増）となりました。

当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは92,493千円（前年同期比25.0%増）の現金及び現金同等物の増加（前年同期は73,977千円の増加）となりました。その主な内訳は、税引前当期純利益107,266千円、減価償却費65,924千円、契約医療機関増加に伴い売上債権の増加96,215千円、未払消費税等の増加9,529千円、未払金の増加7,134千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは85,904千円（前年同期比40.5%減）の現金および現金同等物の減少（前年同期は144,366千円の減少）となりました。その内訳は、基盤提携医療機関支援の為の有形固定資産の取得による支出114,372千円、特許実施権取得による支出5,000千円、基盤提携医療機関のためのテナントに係る敷金の支出12,584千円、貸付金の回収による収入30,000千円、保険積立金の積立による支出5,519千円、基盤提携医療機関からの敷金預りによる収入21,571千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは37,394千円（前年同期比75.3%減）の現金及び現金同等物の増加（前年同期は151,437千円の増加）となりました。その内訳は、社債発行による収入97,627千円、割賦未払金の返済による支出60,232千円によるものであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度（自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日）

当事業年度における設備投資の総額は、118,949千円であり、新規基盤提携医療機関への設立支援のための設備投資、既存基盤提携医療機関への追加設備投資等を、以下のとおり実施いたしました。

（単位：千円）

	建物附属設備	工具器具備品	計
四ツ谷本社 （東京都新宿区）	1,380	1,569	2,949
セレンクリニック （東京都港区）	—	8,626	8,626
クリニックサンルイ （京都市山科区）	—	428	428
医療法人社団博心厚生会 九段クリニック （東京都千代田区）	—	2,704	2,704
ミッドランドクリニック （名古屋市中区）	44,044	41,698	85,742
特定医療法人北楡会 札幌北楡病院 （札幌市白石区）	8,275	10,224	18,499
計	53,699	65,250	118,949

（注）上記の他、当事業年度における新規リース契約のリース料総額は、77,256千円であり、新規基盤提携医療機関への設立支援のための設備投資として、ミッドランドクリニック53,379千円、特定医療法人北楡会札幌北楡病院23,877千円のリース契約を締結いたしました。

2 【主要な設備の状況】

平成20年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具器具備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都新宿区)	事務所設備	1,901	1,662	—	3,564	17

- (注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2 現在休止中の設備はありません。
3 上記の他、主要な賃借及びリース設備は、以下のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	台数	リース期間	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
本社 (東京都新宿区)	事務所設備・装置	—	5年	816	3,061

契約医療機関へ賃貸している主要な設備は、以下のとおりであります。

平成20年12月31日現在

契約医療機関名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			
		建物	工具器具備品	ソフトウェア	合計
セレンクリニック (東京都港区)	診療所設備・装置	44,716	28,859	1,264	74,840
クリニックサンルイ (京都市山科区)	診療所設備・装置	96,717	27,514	430	124,661
医療法人社団博心厚生会 九段クリニック (東京都千代田区)	診療所装置	—	2,535	—	2,535
ミッドランドクリニック (名古屋市中区)	診療所設備・装置	41,686	36,041	—	77,728
特定医療法人北楡会 札幌北楡病院 (札幌市白石区)	診療所設備・装置	8,083	9,575	—	17,658

- (注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2 現在休止中の設備はありません。
3 セレンクリニック、クリニックサンルイ、医療法人社団博心厚生会九段クリニック、ミッドランドクリニック及び特定医療法人北楡会札幌北楡病院に対して診療所設備・装置の賃貸を行っております。
4 上記の他、主要な賃借及びリース設備は、以下のとおりであります。

契約医療機関名 (所在地)	設備の内容	台数	リース期間	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
クリニックサンルイ (京都市山科区)	診療所設備・装置	—	5年	1,638	6,218
医療法人社団博心厚生会 九段クリニック (東京都千代田区)	診療所装置	—	7年	4,418	26,512

契約医療機関名 (所在地)	設備の内容	台数	リース期間	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
ミッドランドクリニック (名古屋市中区)	診療所設備・装置	—	4年	3,956	43,520
		—	5年	562	5,340
特定医療法人北榆会 札幌北榆病院 (札幌市白石区)	診療所設備・装置	—	5年	1,895	21,982

3 【設備の新設、除却等の計画】

平成21年2月28日現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1)重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力 (千円)
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (東京都新宿区)	提携クリニック システム	51,000	—	自己資金	平成21年4月	平成21年10月	(注2)
本社 (東京都新宿区)	開示システム	15,000	—	自己資金	平成21年3月	平成21年3月	(注3)

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 当社が技術・ノウハウを提供している契約医療機関向けのシステム開発を予定しております。

3 決算情報等の開示早期化の為に、決算開示システムの導入を予定しております。

当社は契約医療機関に対して医療設備等の貸与を行っており、新規契約予定医療機関への設備支援計画は以下のとおりです。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力 (千円)
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
新規契約予定医 療機関 (九州地区)	契約医療機関 設備一式	150,000 (注2)	—	増資資金	平成21年4月	平成21年7月	—
新規契約予定医 療機関 (関東地区)	契約医療機関 設備一式	150,000 (注2)	—	増資資金及び 自己資金	平成21年7月	平成21年10月	—

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 金額には、新規契約予定医療機関に転貸する予定である、賃借不動産の敷金が含まれております。

(2)重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,328,000
計	40,328,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年3月31日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,082,000	11,082,000	非上場	完全議決権株式で株主の権利に 特に制限のない株式 単元株式数 100株
計	10,082,000	11,082,000	—	—

(注) 平成21年3月26日をもって、当社株式はジャスダック証券取引所N E Oに上場しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成17年4月25日臨時株主総会決議（第1回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	770個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式で株主の権利に 特に制限のない株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	770,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	25円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年1月1日から 平成26年12月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額	発行価格 25円 資本組入額 12.5円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	—	—

(注) 1 平成20年8月1日付及び平成20年12月6日付の株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、発行価格、資本組入額等が修正されました。また、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

新株予約権の割当てを受けた取締役、および従業員は、権利行使時において、当社の取締役、又は従業員の地位にあることを要す。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。

その他権利行使の条件については、本株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年9月18日臨時株主総会決議（第2回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	407個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式で株主の権利に 特に制限のない株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	407,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	146円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年10月1日から 平成29年8月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額	発行価格 146円 資本組入額 73円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得す るには、取締役会の承認を要す る。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	—	—

(注) 1 平成20年8月1日付及び平成20年12月6日付の株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、発行価格、資本組入額等が修正されました。また、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

新株予約権者が権利行使時において、当会社又は当会社子会社の取締役、従業員、並びに当社の業務運営に関わっている者の地位を保有している場合に、行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできないものとする。

本新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。

新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の目的たる株式にかかる株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内の証券取引所に上場された後 6 か月の期間が経過するまで、本件新株予約権を行使することができないものとする。

平成19年9月18日臨時株主総会決議（第3回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	400個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式で株主の権利に 特に制限のない株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	400,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	146円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成29年8月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額	発行価格 146円 資本組入額 73円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取 得するには、取締役会の承認 を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	—	—

(注)1 平成20年8月1日付及び平成20年12月6日付の株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、発行価格、資本組入額等が修正されました。上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

新株予約権者が権利行使時において、当会社又は当会社子会社の取締役、従業員、並びに当社の業務運営に関わっている者の地位を保有している場合に、行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできないものとする。

本新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。

新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して、新株予約権を行使することはできない。

平成19年9月18日臨時株主総会決議（第4回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成20年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年2月28日)
新株予約権の数	30個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式で株主の権利 に特に制限のない株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	30,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	146円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年10月1日から 平成29年8月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額	発行価格 146円 資本組入額 73円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取 得するには、取締役会の承認 を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	—	—

(注) 1 平成20年8月1日付及び平成20年12月6日付の株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、発行価格、資本組入額等が修正されました。上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

新株予約権者が権利行使時において、当会社又は当会社子会社の取締役、従業員、並びに当社の業務運営に関わっている者の地位を保有している場合に、行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできないものとする。

本新株予約権の質入その他の処分は認めないものとする。

新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の目的たる株式にかかる株券が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録された後または日本国内の証券取引所に上場された後6か月の期間

が経過するまで、本件新株予約権を行使することができないものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成16年6月24日 (注) 1	200	200	10,000	10,000	-	-
平成16年12月20日 (注) 2	200	400	10,000	20,000	-	-
平成17年1月31日 (注) 3	201	601	50,250	70,250	-	-
平成17年4月13日 (注) 4	5,409	6,010	-	70,250	-	-
平成17年9月6日 (注) 5	1,467	7,477	27,506	97,756	27,506	27,506
平成18年3月10日 (注) 6	975	8,452	36,562	134,318	-	27,506
平成18年12月25日 (注) 7	160	8,612	6,000	140,318	-	27,506
平成19年7月30日 (注) 8	1,470	10,082	107,310	247,628	107,310	134,816
平成20年3月28日 (注) 9	-	10,082	-	247,628	14,740	120,075
平成20年8月1日 (注) 10	998,118	1,008,200	-	247,628	-	120,075
平成20年12月6日 (注) 11	9,073,800	10,082,000	-	247,628	-	120,075

(注) 1 会社設立 発行価格50,000円 資本組入額50,000円

2 有償第三者割当 発行価格50,000円 資本組入額50,000円

割当先 矢崎雄一郎 他4名

3 有償第三者割当 発行価格250,000円 資本組入額250,000円

割当先 ユーテック一号投資事業有限責任組合

4 株式の分割 1:10

5 有償第三者割当 発行価格37,500円 資本組入額18,750円

割当先 ユーテック一号投資事業有限責任組合 他1名

6 有償第三者割当 発行価格37,500円 資本組入額37,500円

割当先 矢崎雄一郎 他3名

7 有償第三者割当 発行価格37,500円 資本組入額37,500円

割当先 岡本正人

8 有償第三者割当 発行価格146,000円 資本組入額73,000円

割当先 ユーテック一号投資事業有限責任組合 他4名

9 その他資本剰余金への振替による資本準備金の減少

10 株式の分割 1:100

11 株式の分割 1:10

12 決算日後、平成21年3月25日を払込期日とする有償一般募集増資（ブックビルディング方式）による

新株式1,000,000株（発行価格310円、引受価額285.20円、資本組入額142.60円）発行により、資本金は142,600千円、資本準備金は142,600千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

平成20年12月31日現在

区分	株式の状況(1 単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	-	-	1	-	-	9	10	—
所有株式数 (単元)	-	-	-	3,250	-	-	97,570	100,820	—
所有株式数 の割合(%)	-	-	-	3.22	-	-	96.78	100.00	—

(6) 【大株主の状況】

平成20年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
矢崎 雄一郎	東京都港区	4,067	40.34
ユーテック一号投資事業有限責任組合	東京都文京区本郷7-3-1	4,063	40.30
大田 誠	埼玉県朝霞市	534	5.30
新規事業投資株式会社	東京都千代田区大手町2-6-2	325	3.22
新規事業投資1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町2-6-2	325	3.22
堀永 賢一郎	東京都渋谷区	268	2.66
南 俊基	東京都杉並区	240	2.38
岡本 正人	徳島県徳島市	160	1.58
市川 正史	東京都港区	50	0.50
山口 孝太	神奈川県横浜市栄区	50	0.50
計	—	10,082	100.00

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,082,000	100,820	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	10,082,000	—	—
総株主の議決権	—	100,820	—

【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(8) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度の内容は以下のとおりであります。

平成17年4月25日臨時株主総会決議（第1回ストック・オプション）

決議年月日	平成17年4月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 2名 当社協力取引先の代表者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

平成19年 9 月18日臨時株主総会決議（第2回ストック・オプション）

決議年月日	平成19年 9 月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

平成19年 9 月18日臨時株主総会決議（第3回ストック・オプション）

決議年月日	平成19年 9 月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

平成19年 9 月18日臨時株主総会決議（第 4 回ストック・オプション）

決議年月日	平成19年 9 月18日
付与対象者の区分及び人数	当社顧問 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題の一つとして位置付けております。当社は、内部留保の充実を図り業容の拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながるとの認識から、利益配当を実施していません。

今後は、当社を取り巻く事業環境を踏まえ、当社の業績及び財務体質を総合的に勘案し、内部留保の充実を考慮しながら業績の成長に見合った利益還元を行っていく方針であります。

なお、当社は会社法第459条第1項の剰余金の配当を取締役会決議で行うことができる旨、定款で定めており、配当の決定機関は、中間配当、期末配当ともに取締役会であります。

4 【株価の推移】

当社株式は、非上場でありましたので、該当事項はありません。

なお、当社株式は平成21年3月26日付で、ジャスダック証券取引所N E Oに上場いたしました。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長		矢崎雄一郎	昭和47年 1月27日	平成 8 年 4 月 東海大学附属病院勤務 平成12年11月 ヒュービットジェノミクス㈱入社 平成15年 4 月 東京大学医科学研究所 細胞プロセッシング寄附研究部門研究員 平成16年 6 月 当社設立 代表取締役社長（現任）	(注) 3	4,067
取締役副社長		大田 誠	昭和47年 4月22日	平成 8 年 4 月 ㈱武蔵野銀行入行 平成14年11月 T A C㈱入社 平成16年11月 当社入社 取締役管理部長 平成19年 1 月 当社取締役副社長兼管理本部長兼医療事業部長 平成19年 5 月 当社取締役副社長兼管理本部長 平成20年11月 当社取締役副社長(現任)	(注) 3	534
取締役	医療事業部長	堀永賢一朗	昭和50年12月22日	平成13年 4 月 新東京インターナショナル㈱入社 平成14年 7 月 ヒュービットジェノミクス㈱入社 平成17年 3 月 当社入社 医療事業部長 平成18年 1 月 当社取締役医療事業部長 平成19年 1 月 当社取締役事業企画部長 平成19年 5 月 当社取締役事業企画部長兼医療事業部長 平成19年 7 月 当社取締役医療事業部長（現任）	(注) 3	268
取締役	管理本部長 経理財務部長	山本龍平	昭和40年12月26日	平成 2 年 4 月 高橋龍雄税理士事務所入所 平成 7 年10月 ㈱インプレス入社 平成15年 7 月 ㈱クレセント入社 平成18年 7 月 ㈱アクアキャスト入社 平成19年 7 月 当社入社 経理財務部長 平成20年11月 当社取締役管理本部長兼経理財務部長（現任）	(注) 3	—
取締役		岡本正人	昭和37年 6月24日	平成 4 年 4 月 徳島大学歯学部附属病院勤務 平成 5 年 9 月 同大学歯学部勤務 米国ノースウェスタン大学医学部病理学講座 Research Associate（平成6年1月～平成9年4月） 平成16年 4 月 徳島大学大学院ヘルスバイサイエンス研究部勤務 平成16年10月 徳島大学大学院口腔科学教育部講師 平成18年 4 月 武蔵野大学薬学部薬物療法学研究室 客員教授（現任） 平成18年 4 月 当社入社 最高科学責任者 平成18年12月 当社取締役最高科学責任者兼研究開発部長 平成19年12月 当社取締役（現任）	(注) 3	160
取締役	(注) 1	後藤牧人	昭和26年 3月 1 日	平成 2 年 6 月 日本生命保険相互会社入社 平成 8 年 8 月 北海道立天売診療所所長 平成 9 年 8 月 GenRe(米国) General Manager兼Chief Medical Officer兼Chief Underwriting Officer 平成15年 9 月 健康オンライン㈱代表取締役（現任） 平成15年11月 ㈱コミール代表取締役 平成16年 6 月 当社 取締役（現任） 平成19年12月 JME日本医療経営評価機構㈱代表取締役	(注) 3	—
監査役 (常勤)	(注) 2	市川正史	昭和44年 8月22日	平成 6 年10月 太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 平成12年 1 月 市川公認会計士事務所開設 平成19年 3 月 当社 常勤監査役（現任）	(注) 4	50

監査役	(注) 2	南 俊基	昭和45年 3 月17日	平成 5 年 4 月 監査法人トーマツ入所 平成10年 3 月 南公認会計士事務所開設 平成10年 4 月 T A C(株)入社 平成14年11月 ジェンシスコンサルティング(株)入社 平成16年11月 当社 監査役（現任）	(注) 4	240
-----	-------	------	--------------	--	-------	-----

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	(注) 2	大野邦夫	昭和14年 3月13日	昭和36年 4月 旭化成工業(株)入社 平成 7年 7月 旭メディカル(株)取締役副社長 平成13年 7月 同社技術最高顧問 平成16年 4月 (株)ピーシーエス監査役 平成19年 7月 同社技術顧問 平成20年 3月 当社 監査役(現任)	(注) 4	—
計						5,319

- (注) 1 取締役後藤牧人は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役市川正史、南俊基及び大野邦夫は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 平成21年 3月30日開催の定時株主総会終結の時から 1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時
- 4 平成20年11月27日開催の臨時株主総会終結の時から 4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方）

当社における企業活動は、企業理念を基本として、収益力の向上を図り、企業価値を継続的に高め、社会的責任を果たしていくことを企業経営の中心課題と捉えております。このような目的を継続的に維持達成していくためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制を維持することが不可欠であると認識しております。

そのため、当社では経営の透明性を高め、迅速且つ適切な情報開示を行い、株主をはじめとした各ステークホルダーに対する説明責任を果たすとともに、コンプライアンス体制の強化につとめております。

また、今後につきましても企業規模に応じて、随時コーポレート・ガバナンス体制を見直す等、持続的成長に資するような施策を図ってまいります。

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

会社の機関等の基本説明

（取締役会）

当社の取締役会は社外取締役 1 名を含む 6 名で構成されております。取締役会は毎月 1 回定期的に、また必要に応じて臨時に開催しており、非常勤を含めた社外監査役の出席のもと、経営に関する重要事項についての報告、決議を行っております。

（監査役会と監査役監査）

当社の監査役は従来、常勤監査役 1 名、非常勤監査役 1 名の 2 名（いずれも社外監査役）でありましたが、平成20年 3 月27日開催の第 4 回定時株主総会において監査役会設置会社に移行いたしました。監査役会は常勤監査役 1 名と非常勤監査役 2 名（全員社外監査役）で構成されており、監査役間の連絡協働のため監査役会を毎月 1 回開催し、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。監査役監査は常勤監査役を中心に実施しておりますが、非常勤監査役も業務を分担して、積極的に関与しております。監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画にもとづき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また内部監査室及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

（経営戦略会議）

経営戦略会議は、常勤取締役及び部室長職以上の幹部役職員により構成されており、業務執行に関する重要事項の報告・決議を行っており、毎月 1 回定期的に、また必要に応じて臨時に開催されております。なお、オブザーバーとして常勤監査役は毎回出席しております。

(内部監査室)

代表取締役社長直属の組織として内部監査室（１名）を設置し、代表取締役社長の承認を受けた内部監査計画に基づき監査を行っております。監査の結果は代表取締役社長に報告されております。また監査結果に基づき、業務活動への支援・助言業務も行っております。監査計画の策定及び監査の実施にあたっては監査役と連携をとりながら行っており、監査役に対しての監査結果の報告もなされております。また会計監査人とも意見・情報交換を行い、監査の実効性、効率性の向上に努めております。

(会計監査人)

当社は、監査法人トーマツと監査契約を締結しており、当該監査法人の監査を受けております。また、平成20年３月27日開催の第４回定時株主総会において会計監査人設置会社へ移行いたしました。なお、平成20年12月期において業務を執行した公認会計士の氏名及び補助者は以下のとおりであります。

継続監査年数については、全員７年以内であるため記載を省略しております。

a. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 城戸和弘

指定社員 業務執行社員 片岡久依

b. 監査業務における補助者の構成

公認会計士 ３名

会計士補 １名

その他 １名

(6)取締役の選任の要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨を定款に定めております。

(7)社外取締役及び社外監査役と当社の人的関係、資本的关系、取引関係、その他利害関係

社外監査役である市川正史は当社株式を50,000株、南俊基は当社株式を240,000株保有しております。上記以外に、社外取締役及び社外監査役と当社との資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

(8)取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款で定めております。

また、当社は同法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。責任の限度額は、社外取締役については、1,000千円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額、社外監査役については、法令が規定する額となっております。

並びに、当社は同法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。責任の限度額は、1,000千円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額となっております。

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がないときは、1,000千円と会社法第425条第1項各号の額の合計額とのいずれか高い額を限度とする契約を締結しております。また、会社法第427条第1項に基づき、非常勤監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする契約を締結しております。なお、常勤監査役及び会計監査人との間においては損害賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

(9)株主総会の特別決議要件の変更

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

(10)剰余金の配当等に関する事項

当社は、機動的な資本政策を行えるよう、会社法第459条第1項各号に規定する剰余金の配当等を取締役会の決議により可能とする旨、定款で定めております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)及び当事業年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)及び当事業年度(平成20年1月1日から平成20年12月31日まで)の財務諸表について監査法人トーマツにより監査を受けております。

なお、前事業年度に係る監査報告書は、平成21年2月23日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

		前事業年度 (平成19年12月31日)		当事業年度 (平成20年12月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)						
流動資産						
1 現金及び預金			118,714		162,698	
2 売掛金			82,330		178,545	
3 商品			-		2,176	
4 前払費用			3,476		6,941	
5 繰延税金資産			4,441		3,645	
6 未収入金			1,279		5,089	
7 短期貸付金			30,000		-	
8 その他			4,091		751	
流動資産合計			244,333	46.4	359,849	49.8
固定資産						
1 有形固定資産						
(1) 建物		196,880			250,579	
減価償却累計額		28,012	168,867		57,473	193,105
(2) 工具器具備品		104,460			169,119	
減価償却累計額		31,196	73,263		62,930	106,188
有形固定資産合計			242,131	46.0	299,294	41.4
2 無形固定資産						
(1) ソフトウェア			2,404		1,695	
(2) 特許実施権			18,958		25,312	
無形固定資産合計			21,363	4.1	27,007	3.7
3 投資その他の資産						
(1) 敷金			17,604		30,189	
(2) 繰延税金資産			857		699	
(3) 保険積立金			-		5,519	
投資その他の資産合計			18,462	3.5	36,408	5.1
固定資産合計			281,956	53.6	362,710	50.2
資産合計			526,290	100.0	722,559	100.0

		前事業年度 (平成19年12月31日)		当事業年度 (平成20年12月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)						
流動負債						
1 買掛金			644		1,503	
2 一年以内償還予定社債			-		35,000	
3 未払金			36,703		56,675	
4 割賦未払金			60,232		24,300	
5 未払法人税等			1,483		47,817	
6 未払消費税等			-		9,529	
7 その他			821		2,055	
流動負債合計			99,886	19.0	176,881	24.5
固定負債						
1 社債			-		65,000	
2 長期未払金			10,500		7,875	
3 長期割賦未払金			44,550		20,250	
4 預り敷金			3,650		25,221	
固定負債合計			58,700	11.1	118,346	16.4
負債合計			158,586	30.1	295,228	40.9
(純資産の部)						
株主資本						
1 資本金			247,628	47.1	247,628	34.3
2 資本剰余金						
(1) 資本準備金		134,816			120,075	
資本剰余金合計			134,816	25.6	120,075	16.6
3 利益剰余金						
(1) その他利益剰余金						
繰越利益剰余金		14,740			59,627	
利益剰余金合計			14,740	2.8	59,627	8.2
株主資本合計			367,704	69.9	427,331	59.1
純資産合計			367,704	69.9	427,331	59.1
負債純資産合計			526,290	100.0	722,559	100.0

【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)			当事業年度 (自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
営業収入	1		269,297	100.0		546,009	100.0
営業収入原価		43,587	16.2	125,879	23.1		
営業収入総利益		225,709	83.8	420,130	76.9		
販売費及び一般管理費							
1 役員報酬		27,300		42,600			
2 給与手当		42,604		58,814			
3 法定福利費		7,233		10,287			
4 広告宣伝費		6,962		66,492			
5 交際費		-		15,789			
6 旅費交通費		10,711		21,939			
7 消耗品費		3,637		3,221			
8 支払手数料		1,940		5,029			
9 支払報酬		32,912		37,830			
10 減価償却費		277		1,442			
11 寄附金		17,800		21,250			
12 研究開発費		13,588		5,324			
13 その他		18,306	183,275	68.0	20,284	310,308	56.8
営業利益			42,434	15.8	109,821	20.1	
営業外収益							
1 受取利息		692		686			
2 不動産賃貸収入		20,746		41,249			
3 助成金収入		23,155		-			
4 その他		542	45,137	16.7	567	42,503	7.8
営業外費用							
1 支払利息		108		-			
2 社債利息		-		690			
3 社債発行費	-		2,259				
4 不動産賃貸原価	20,746		41,249				
5 コンサルティング費	2,205		-				
6 その他	877	23,937	8.9	641	44,840	8.2	
経常利益		63,634	23.6	107,483	19.7		

		前事業年度 (自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)			当事業年度 (自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
特別利益							
1 固定資産売却益	2	968			-		
2 貸倒引当金戻入		254	1,223	0.5	-	-	-
特別損失							
1 固定資産廃棄損	3	-	-	-	217	217	0.1
税引前当期純利益			64,857	24.1		107,266	19.6
法人税、住民税 及び事業税		265			46,685		
法人税等調整額		5,298	5,032	1.9	953	47,638	8.7
当期純利益			69,890	26.0		59,627	10.9

[次へ](#)

営業収入原価明細書

		前事業年度 (自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)		当事業年度 (自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		5,081	11.7	23,537	18.4
経費		38,506	88.3	101,174	79.0
商品仕入高		—		3,343	2.6
小 計		43,587	100.0	128,056	100.0
期末商品棚卸高		—		2,176	
当期営業収入原価		43,587		125,879	

(脚注)

前事業年度 (自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)		当事業年度 (自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日)	
経費の主な内訳は次のとおりであります。		経費の主な内訳は次のとおりであります。	
減価償却費	32,629千円	減価償却費	60,835千円
ライセンス使用料	3,108千円	ライセンス使用料	14,902千円
特許実施権償却	1,041千円	特許実施権償却	3,645千円
旅費交通費	927千円	旅費交通費	4,822千円
リース料	798千円	リース料	10,575千円
		租税公課	3,654千円

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
平成18年12月31日残高(千円)	140,318	27,506	27,506	84,631	84,631	83,193	83,193
事業年度中の変動額							
新株の発行	107,310	107,310	107,310	-	-	214,620	214,620
当期純利益	-	-	-	69,890	69,890	69,890	69,890
事業年度中の変動額合計(千円)	107,310	107,310	107,310	69,890	69,890	284,510	284,510
平成19年12月31日残高(千円)	247,628	134,816	134,816	14,740	14,740	367,704	367,704

当事業年度(自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金		
					繰越利益 剰余金	合計		
平成19年12月31日残高(千円)	247,628	134,816	-	134,816	14,740	14,740	367,704	367,704
事業年度中の変動額								
資本準備金からその他資本剰余金への振替	-	14,740	14,740	-	-	-	-	-
その他資本剰余金から利益剰余金への振替	-	-	14,740	14,740	14,740	14,740	-	-
当期純利益	-	-	-	-	59,627	59,627	59,627	59,627
事業年度中の変動額合計(千円)	-	14,740	-	14,740	74,367	74,367	59,627	59,627
平成20年12月31日残高(千円)	247,628	120,075	-	120,075	59,627	59,627	427,331	427,331

【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成19年 1月 1 日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年 1月 1 日 至 平成20年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 税引前当期純利益		64,857	107,266
2 減価償却費		33,949	65,924
3 貸倒引当金の増減額 (は減少)		254	-
4 受取利息及び受取配当金		692	686
5 支払利息		108	690
6 助成金収入		20,950	-
7 固定資産売却益		968	-
8 固定資産廃棄損		-	217
9 売上債権の増減額 (は増加)		41,867	96,215
10 前払費用の増減額 (は増加)		1,454	3,080
11 たな卸資産の増減額 (は増加)		-	2,176
12 未収入金の増減額 (は増加)		804	3,810
13 未収消費税等の増減額 (は増加)		62	-
14 仕入債務の増減額 (は減少)		644	859
15 未払金の増減額 (は減少)		17,310	7,134
16 未払費用の増減額 (は減少)		1,092	804
17 未払消費税等の増減額 (は減少)		-	9,529
18 その他		2,110	5,617
小計		52,443	92,074
19 利息及び配当金の受取額		692	685
20 利息の支払額		108	-
21 助成金の受取額		20,950	-
22 法人税等の支払額		-	265
営業活動によるキャッシュ・フロー		73,977	92,493
投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 有形固定資産の取得による支出		102,504	114,372
2 有形固定資産の売却による収入		3,000	-
3 無形固定資産の取得による支出		9,470	5,000
4 貸付けによる支出		70,000	-
5 貸付金の回収による収入		40,000	30,000
6 保険積立金の積立による支出		-	5,519
7 敷金の差入れによる支出		9,041	12,584
8 敷金の預りによる収入		3,650	21,571
投資活動によるキャッシュ・フロー		144,366	85,904

		前事業年度 (自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 短期借入れによる収入		30,000	-
2 短期借入金の返済による支出		30,000	-
3 社債の発行による収入		-	97,627
4 割賦未払金の返済による支出		62,305	60,232
5 株式の発行による収入		213,742	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		151,437	37,394
現金及び現金同等物の増加額		81,047	43,983
現金及び現金同等物の期首残高		37,667	118,714
現金及び現金同等物の期末残高		118,714	162,698

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日)
1 たな卸資産の評価基準及び評価方法 (1) 商品 _____ (2) 貯蔵品 _____	1 たな卸資産の評価基準及び評価方法 (1) 商品 先入先出法による原価法を採用しております。 (2) 貯蔵品 個別法による原価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物付属設備 8～18年 工具器具備品 3～10年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、耐用年数は以下のとおりであります。 ソフトウェア 5年 特許実施権 8年または契約期間いずれかの短い年 数	2 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 同 左 (2) 無形固定資産 同 左
3 繰延資産の処理方法 (1) 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。 (2) 社債発行費 _____	3 繰延資産の処理方法 (1) 株式交付費 _____ (2) 社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。
4 引当金の計上基準 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につ いては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権 については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見 込額を計上しております。	4 引当金の計上基準 貸倒引当金 同 左
5 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるも の以外のファイナンス・リース取引については、通常 の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によってお ります。	5 リース取引の処理方法 同 左
6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可 能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか 負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する 短期投資からなっております。	6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同 左
7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同 左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)
(有形固定資産の減価償却方法の変更) 当事業年度より、法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第 6 号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。 この結果、従来の方法によった場合に比べて、営業収入総利益、経常利益及び税引前当期純利益が1,984千円減少しております。	_____

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)
_____	(損益計算書) 前事業年度まで販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しておりました「交際費」は販売費及び一般管理費の総額の100分 5 を超えたため区分掲記しました。 なお、前事業年度における「交際費」の金額は4,581千円であります。

[次へ](#)

注記事項

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年 1月 1 日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年 1月 1 日 至 平成20年12月31日)
1 研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費 13,588千円 2 固定資産売却益は、工具器具備品968千円であり ます。 3 _____	1 研究開発費の総額 一般管理費に含まれる研究開発費 5,324千円 2 _____ 3 固定資産廃棄損は、工具器具備品217千円であり ます。

(株主資本等変動計算書)

前事業年度(自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	8,612	1,470	—	10,082

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。
第三者割当増資による増加 1,470株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	10,082	10,071,918	—	10,082,000

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

1. 平成20年 8 月 1 日付けで 1 株を100株に株式分割し、発行済株式数が998,118株増加しております。
2. 平成20年12月 6 日付けで 1 株を10株に株式分割し、発行済株式数が9,073,800株増加しております。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 118,714千円	現金及び預金勘定 162,698千円
現金及び現金同等物 118,714千円	現金及び現金同等物 162,698千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相 当額及び期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相 当額及び期末残高相当額																
<table> <tr> <th></th><th>工具器具備品 (千円)</th></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>39,139</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>1,011</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>38,127</td></tr> </table>		工具器具備品 (千円)	取得価額相当額	39,139	減価償却累計額相当額	1,011	期末残高相当額	38,127	<table> <tr> <th></th><th>工具器具備品 (千円)</th></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>104,027</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>11,484</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>92,542</td></tr> </table>		工具器具備品 (千円)	取得価額相当額	104,027	減価償却累計額相当額	11,484	期末残高相当額	92,542
	工具器具備品 (千円)																
取得価額相当額	39,139																
減価償却累計額相当額	1,011																
期末残高相当額	38,127																
	工具器具備品 (千円)																
取得価額相当額	104,027																
減価償却累計額相当額	11,484																
期末残高相当額	92,542																
未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1年以内</td><td>5,997千円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>32,171千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>38,169千円</td></tr> </table>	1年以内	5,997千円	1年超	32,171千円	合計	38,169千円	未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1年以内</td><td>20,989千円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>75,392千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>96,382千円</td></tr> </table>	1年以内	20,989千円	1年超	75,392千円	合計	96,382千円				
1年以内	5,997千円																
1年超	32,171千円																
合計	38,169千円																
1年以内	20,989千円																
1年超	75,392千円																
合計	96,382千円																
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>1,057千円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>1,011千円</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>87千円</td></tr> </table>	支払リース料	1,057千円	減価償却費相当額	1,011千円	支払利息相当額	87千円	支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>11,353千円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>10,472千円</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>1,593千円</td></tr> </table>	支払リース料	11,353千円	減価償却費相当額	10,472千円	支払利息相当額	1,593千円				
支払リース料	1,057千円																
減価償却費相当額	1,011千円																
支払利息相当額	87千円																
支払リース料	11,353千円																
減価償却費相当額	10,472千円																
支払利息相当額	1,593千円																
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定 額法によっております。	減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。																
利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差 額を利息相当額とし、各期への配分方法について は、利息法によっております。	利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の 差額を利息相当額とし、各期への配分方法につい ては、利息法によっております。																

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)

当社は有価証券を全く保有しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日)

当社は有価証券を全く保有しておりませんので、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

当社は退職金制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

当社は退職金制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成19年 1月 1 日 至 平成19年12月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

	第 1 回ストック・オプション	第 2 回ストック・オプション
決議年月日	平成17年 4 月25日	平成19年 9 月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2 名 当社従業員 2 名 当社協力取引先の代表者 1 名	当社取締役 3 名 当社従業員 5 名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 800	普通株式 410
付与日	平成17年 5 月30日	平成19年 9 月28日
権利確定条件	該当事項はありません。	該当事項はありません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
新株予約権の行使期間	平成20年 1 月 1 日から 平成26年12月31日まで	平成21年10月 1 日から 平成29年 8 月31日まで

	第 3 回ストック・オプション	第 4 回ストック・オプション
決議年月日	平成19年 9 月18日	平成19年 9 月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1 名	当社顧問 1 名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 400	普通株式 30
付与日	平成19年 9 月28日	平成19年 9 月28日
権利確定条件	該当事項はありません。	該当事項はありません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
新株予約権の行使期間	平成19年10月 1 日から 平成29年 8 月31日まで	平成21年10月 1 日から 平成29年 8 月31日まで

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
決議年月日	平成17年4月25日	平成19年9月18日	平成19年9月18日	平成19年9月18日
権利確定前				
期首（株）	770	—	—	—
付与（株）	—	410	400	30
失効（株）	—	—	—	—
権利確定（株）	770	—	400	—
未確定残（株）	—	410	—	30
権利確定後				
期首（株）	—	—	—	—
権利確定（株）	770	—	400	—
権利行使（株）	—	—	—	—
失効（株）	—	—	—	—
未行使残（株）	770	—	400	—

単価情報

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
決議年月日	平成17年4月25日	平成19年9月18日	平成19年9月18日	平成19年9月18日
権利行使価格（円）	25,000	146,000	146,000	146,000
行使時平均株価 （円）	—	—	—	—
付与日における公正 な評価単価（円）	—	—	—	—

(3)ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された平成19年ストック・オプションの公正な評価単価は、未公開企業であるため、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、ディスカунテッド・キャッシュフロー方式により算定しております。

なお、当事業年度における本源的価値の合計額は零であります。

当事業年度(自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

平成20年 8 月 1 日付で 1 株を100株とする株式分割、平成20年12月 6 日付で 1 株を10株とする株式分割を行ったことから、株式の種類及び付与数、ストック・オプションの数、権利行使価格について、所要の調整を行っております。

(1)ストック・オプションの内容

	第 1 回ストック・オプション	第 2 回ストック・オプション
決議年月日	平成17年 4 月25日	平成19年 9 月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2 名 当社従業員 2 名 当社協力取引先の代表者 1 名	当社取締役 3 名 当社従業員 5 名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 800,000	普通株式 410,000
付与日	平成17年 5 月30日	平成19年 9 月28日
権利確定条件	該当事項はありません。	該当事項はありません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
新株予約権の行使期間	平成20年 1 月 1 日から 平成26年12月31日まで	平成21年10月 1 日から 平成29年 8 月31日まで

	第 3 回ストック・オプション	第 4 回ストック・オプション
決議年月日	平成19年 9 月18日	平成19年 9 月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1 名	当社顧問 1 名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 400,000	普通株式 30,000
付与日	平成19年 9 月28日	平成19年 9 月28日
権利確定条件	該当事項はありません。	該当事項はありません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
新株予約権の行使期間	平成19年10月 1 日から 平成29年 8 月31日まで	平成21年10月 1 日から 平成29年 8 月31日まで

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
決議年月日	平成17年4月25日	平成19年9月18日	平成19年9月18日	平成19年9月18日
権利確定前				
期首（株）	—	410,000	—	30,000
付与（株）	—	—	—	—
失効（株）	—	3,000	—	—
権利確定（株）	—	—	—	—
未確定残（株）	—	407,000	—	30,000
権利確定後				
期首（株）	770,000	—	400,000	—
権利確定（株）	—	—	—	—
権利行使（株）	—	—	—	—
失効（株）	—	—	—	—
未行使残（株）	770,000	—	400,000	—

単価情報

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
決議年月日	平成17年4月25日	平成19年9月18日	平成19年9月18日	平成19年9月18日
権利行使価格（円）	25	146	146	146
行使時平均株価 （円）	—	—	—	—
付与日における公正 な評価単価（円）	—	—	—	—

(3)ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、ストック・オプションの公正な評価単価は、未公開企業であるため、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、ディスカунテッド・キャッシュフロー方式により算定しております。

なお、当事業年度における本源的価値の合計額は零であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成19年12月31日)	当事業年度 (平成20年12月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) 繰越欠損金 3,947千円 未払事業税 494千円 実施権 <u>857千円</u> 繰延税金資産合計 5,298千円	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) 未払事業税 3,645千円 実施権 <u>699千円</u> 繰延税金資産合計 4,344千円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.6% (調整) 繰越欠損金の課税所得からの控除 50.4% 交際費等永久に損金算入されない項目 2.1% その他 <u>0.1%</u> 税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>7.8%</u>	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.6% (調整) 交際費等永久に損金算入されない項目 3.6% その他 <u>0.2%</u> 税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>44.4%</u>

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

[前へ](#)

【関連当事者との取引】

前事業年度(自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)

(1)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主	ユーテック一号投資事業有限責任組合	東京都文京区本郷7-3-1	投資事業組合	(被所有) 直接 40.3	(注2)	—	第三者割当増資	105,120 (注1)	—	—

取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 平成19年7月30日発行の新株の第三者割当増資によるものであり、発行価格はディスカунテッド・キャッシュフロー方式により算出した価格を参考にして決定しております。
- 2 当社社外取締役である郷治友孝は、ユーテック一号投資事業有限責任組合の無限責任組合員である株式会社東京大学エッジキャピタルの代表取締役社長を兼務しております。

(2)役員及び個人主要株主等

種類	氏名	住所	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者	矢崎雄一郎	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 40.3	—	—	当社建物賃借の債務被保証	14,155 (注2)	—	—
	矢崎 時雄	—	当社代表取締役社長の父	—	—	—	当社建物賃借の債務被保証	14,155 (注2)	—	—
	市川 正史	—	当社監査役	(被所有) 直接 0.5	—	—	第三者割当増資	7,300 (注3)	—	—

取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 当社は建物賃借に対して代表取締役社長矢崎雄一郎及び代表取締役社長の父矢崎時雄より共同して債務保証を受けております。なお、保証料の支払等は行っておりません。
- 2 取引金額には年間賃借料の金額を記載しております。
- 3 平成19年7月30日発行の新株の第三者割当増資によるものであり、発行価格はディスカунテッド・キャッシュフロー方式により算出した価格を参考にして決定しております。

当事業年度(自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日)

(1)役員及び個人主要株主等

種類	氏名	住所	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
					役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者	矢崎雄一郎	—	当社代表取締役社長	（被所有）直接 40.3	—	—	当 社 建 物 賃 借 の 債 務 被 保 証	7,141 （注 2）	—	—
	矢崎時雄	—	当社代表取締役社長の父	—	—	—	当 社 建 物 賃 借 の 債 務 被 保 証	7,141 （注 2）	—	—

取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注） 1 当社は建物賃借に対して代表取締役社長矢崎雄一郎及び代表取締役社長の父矢崎時雄より共同して債務保証を受けております。なお、平成20年 6 月30日をもって連帯保証契約を解消しております。
- 2 取引金額には平成20年 6 月30日までの賃借料の金額を記載しております。

(1 株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日)
1 株当たり純資産額	36,471円 37銭	42円 39銭
1 株当たり当期純利益	7,567円 00銭	5円 91銭
	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、新株予約権が存在しますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、新株予約権が存在しますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(注) 1. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日)
損益計算書上の当期純利益(千円)	69,890	59,627
普通株式に係る当期純利益(千円)	69,890	59,627
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	9,236	10,082,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 株主総会の決議日 平成17年 4 月25日 (普通株式770株)	新株予約権 株主総会の決議日 平成17年 4 月25日 (普通株式770,000株)
	新株予約権 株主総会の決議日 平成19年 9 月18日 (普通株式840株)	新株予約権 株主総会の決議日 平成19年 9 月18日 (普通株式837,000株)

(注) 平成20年 8 月 1 日付で 1 株を100株とする株式分割、平成20年12月 6 日付で 1 株を10株とする株式分割をしております。

2. 株式分割について

当事業年度(自 平成20年 1 月 1 日 至 平成20年12月31日)

当社は、平成20年 8 月 1 日付で普通株式 1 株に対し普通株式100株、平成20年12月 6 日付で普通株式 1 株に対し普通株式10株の割合で株式分割を行いました。

前期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における(1 株当たり情報)の各数値はそれぞれ下記のとおりであります。

前事業年度 (自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年12月31日)	
1 株当たり純資産額	36円 47銭
1 株当たり当期純利益	7円 57銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、新株予約権が存在しますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日)
1. 資本準備金の額の減少 当社は平成20年 3月27日開催の定時株主総会において、資本準備金の額の減少について承認可決されました。 (1) 資本準備金の額の減少の目的 繰越利益剰余金(その他利益剰余金)の欠損を解消することを目的とし、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少させるものであります。 減少する資本準備金の額 資本準備金134,816千円のうち、14,740千円 増加する資本剰余金の額 その他資本剰余金 14,740千円 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日 平成20年3月28日 (2) 剰余金の処分の目的 会社法第452条の規定に基づき、上記の効力が生じた後のその他資本剰余金で繰越利益剰余金の欠損補填を行うものであります。 増加する剰余金の項目およびその額 繰越利益剰余金 14,740千円 減少する剰余金の項目およびその額 その他資本剰余金 14,740千円	1. 取引先の会社更生手続開始について 当社が建物を賃借し、契約医療機関に転貸している不動産の所有者である、日本綜合地所株式会社が平成21年 2月 5日に東京地方裁判所に対して、会社更生手続開始の申立てを行い、受理されました。これにより同社に対する預け敷金8,952千円につき取立不能のおそれが生じました。この債権について、翌事業年度において貸倒引当金を計上する予定であります。 2. 新株式の発行 平成21年 2月23日及び平成21年 3月 6日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議し、平成21年 3月25日に払込が完了いたしました。 この結果、資本金は、390,228千円、発行済株式総数は、11,082,000株となっております。 募集方法 : 一般募集 (ブックビルディング方式による募集) 発行する株式の種類及び数 : 普通株式 1,000,000株 発行価格 : 1株につき 310円 一般募集はこの価格にて行いました。 引受価額 : 1株につき 285.20円 この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。 なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。 払込金額 : 1株につき 246.50円 この金額は会社法上の払込金額であり、平成21年 3月 6日開催の取締役会において決定された金額であります。 資本組入額 : 1株につき 142.60円 発行価額の総額 : 310,000千円 資本組入額の総額 : 142,600千円 払込金額の総額 : 285,200千円 払込期日 : 平成21年 3月25日 資金の用途 : 基盤提携医療機関設立支援のための設備投資

【附属明細表】(平成20年12月31日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	196,880	53,699	—	250,579	57,473	29,460	193,105
工具器具備品	104,460	65,250	591	169,119	62,930	32,108	106,188
有形固定資産計	301,341	118,949	591	419,698	120,404	61,569	299,294
無形固定資産							
ソフトウェア	3,547	—	—	3,547	1,851	709	1,695
特許実施権	20,000	10,000	—	30,000	4,687	3,645	25,312
無形固定資産計	23,547	10,000	—	33,547	6,539	4,355	27,007

(注) 当期増加額及び減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	ミッドランドクリニック	診療所設備	44,044千円
	札幌北榆病院	診療所設備	8,275千円
工具器具備品	ミッドランドクリニック	診療所器具備品	41,698千円
	札幌北榆病院	診療所器具備品	10,224千円
	セレンクリニック	診療所器具備品	8,626千円
	九段クリニック	診療所器具備品	2,704千円
特許実施権	株式会社癌免疫研究所	人工抗原	10,000千円
		特許実施許諾契約	

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
テラ(株)第1回無担保社債	平成20年 7月16日	—	100,000 (35,000)	年 1.5	無担保社債	平成23年 7月15日
合計	—	—	100,000 (35,000)	—	—	—

(注) 1 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2 決算日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
35,000	35,000	30,000	—	—

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成20年12月31日現在)

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	46
預金	
普通預金	132,622
定期預金	30,030
預金計	162,652
合計	162,698

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
セレンクリニック	59,031
医療法人社団博心厚生会九段クリニック	46,016
ミッドランドクリニック	31,753
クリニックサンルイ	30,175
新横浜かとうクリニック	5,617
特定医療法人北楡会札幌北楡病院	2,429
花園クリニック	2,144
その他	1,378
計	178,545

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	次期繰越高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	
82,330	573,310	477,095	178,545	72.8	83.3

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

商品

区分	金額(千円)
人工抗原	2,176
計	2,176

買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社癌免疫研究所	1,503
計	1,503

未払金

区分	金額(千円)
株式会社和科盛商会	19,967
株式会社癌免疫研究所	7,875
株式会社フルスピード	2,141
三井住友カード株式会社	1,214
株式会社ジャスダック証券取引所	1,050
その他	24,426
計	56,675

割賦未払金

区分	金額(千円)
株式会社和科盛商会	24,300
計	24,300

未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税	31,942
都民税	6,896
事業税	8,978
計	47,817

長期割賦未払金

区分	金額(千円)
株式会社和科盛商会	20,250
計	20,250

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1 月 1 日から12月31日まで
定時株主総会	3 月中
基準日	12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	6 月30日 12月31日
1 単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注) 1 . 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号 みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 (注) 2 . みずほインベスターズ証券株式会社 本店及び全国各支店 (注) 2 . 無料
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下のとおりであります。 http://www.tella.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1 . 当社株式は、株式会社ジャスダック証券取引所 N E O への上場に伴い、平成21年 3 月25日をもって社債、株式等の振替に関する法律第128条第 1 項に規定する振替株式となることから、当該事項については同日付けで該当事項はなくなりました。
- 2 . 平成21年 2 月23日開催の取締役会決議により株式取扱規程の変更を行い、当該事項については平成21年 3 月25日付けで該当事項はなくなりました。
- 3 . 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないものと定款で定めております。
- 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利
- 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類

平成21年 2 月23日関東財務局長に提出

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

平成21年 3 月 9 日及び平成21年 3 月17日関東財務局長に提出

平成21年 2 月23日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年2月13日

テラ株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員	公認会計士	城戸和弘	印
業務執行社員			

指定社員	公認会計士	片岡久依	印
業務執行社員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているテラ株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テラ株式会社の平成19年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月30日

テラ株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員	公認会計士	城戸和弘	印
業務執行社員			

指定社員	公認会計士	片岡久依	印
業務執行社員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているテラ株式会社の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テラ株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年2月23日及び平成21年3月6日開催の取締役会において新株式の発行を決議し、平成21年3月25日に払込が完了している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。